

付 録 ー 4

当初保存活用計画書（抜粋）

第2章 保存活用計画

第3章 環境保全計画



## 第2章 保存管理計画

### 1 保存管理の現状

#### (1) 保存の状況

指定文化財の保存状況について、次ページ以下にまとめた。

指定建造物の保存状況については、平成22年度の鳥取市による現況調査、平成23～24年度の調査工事の評価（詳細は各調査の報告書を参照）によって記述し、指定された土地に附属する建造物については、目視による評価を行った。評価の内容は、P15～P30に掲載した。

#### (2) 管理の状況

現状の管理体制・管理方法は、次表の通りである。

番号	名称	員数	管理主体	管理方法
1	貯水池堰堤	1	鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所維持管理課	砂防堰堤としての通常の管理
2	美歎川上流量水堰	1	鳥取市 教育委員会文化財課	通常は周辺を立入禁止とし、1年1回程度現状を目視で確認（10月）し、異状があれば記録
3	左右護岸	1		
4	通り谷水量水堰	1		
5	左右護岸	1		
6	水叩	1		
7	一号濾過池	1	鳥取市 教育委員会文化財課	通常は周辺を立入禁止とし、年2回程度草刈を実施（6月・10月） 建造物は仮設上屋を設置して保護
8	制水井	1		
9	二号濾過池	1		
10	制水井	1		
11	三号濾過池	1		
12	制水井	1		
13	四号濾過池	1		
14	制水井	1		
15	五号濾過池	1		
16	制水井	1		
17	接合井	1		
18	量水器室	1	鳥取市 教育委員会文化財課	扉は施錠し、周辺の草刈を年2回実施（6月・10月）
19	階段	1		清掃を年1回実施（10月）
20	鳥取水道記功碑	1	鳥取市水道局	配水池の管理の範囲で対応
21	管理橋（岩ヶ平人道橋）	1	鳥取市 教育委員会文化財課	立ち入り禁止。目視で経過を観察し、異状があれば記録
22	管理橋（事務所前人道橋）	1		年1回の公開以外は立ち入り禁止。目視で経過を観察し、異状があれば記録
23	水道用地、原野及び保安林	1	鳥取市水道局	通常立ち入り禁止とし、濾過池周辺・林道唐川線上流側管理道は年2回程度除草を実施
24	取水塔	1	鳥取市 教育委員会文化財課	目視で経過を観察し、異状があれば記録
25	排水井	5		
26	門柱	1		
27	石造擁壁	1		

1 貯水池堰堤			
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	堤体	平成11年に、貯水池上流側に側壁を打ち増して補強している。堰堤本体、天端部、水通し部、水叩き部等の表面の一部に白華が見られるが、損傷は殆どない。
		付帯物	天端並びに管理用階段にある管理柵(転倒防止柵)鉄部塗装の劣化が進行しているが、鉄部の腐食には至っていない。天端部の両端にアルミ柵を設け立ち入りを規制しているが、この柵も劣化は殆ど進行していない。



2～3	美歎川上流量水堰・附属左右護岸		
部分の設定		保存の状況	
単位	区分	部位	
構造物	外観	堤体	本体並びに水通し部とも状態は良く、目立った損傷は見られない。一方、上流堆砂部にはヨシ等の侵入が目立つ。
		左右護岸	堰の上流部に比べて、下流部の護岸下部に浸食の影響による崩壊が目立つ。また経年変化による石積の孕みが見られる。



4～6		通り谷量水堰・附属左右護岸、水叩	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	堤体	堤体本体、水通し堰部の状態は良く損傷は殆ど見られない。
		水叩	水叩部では下流側の損傷が大きく、護床石材が外れた状態である。
		左右護岸	左右の護岸とも周辺地形に馴染み、崩壊等は見られない。



7,9,11,13		一号～四号濾過池	
部分の設定		保存の状況	
単位	区分	部位	
構造物	外観	擁壁	縁石に風化による劣化・損傷が見られる。目地に雑草が生えるなど擁壁全体に経年劣化は見られるが、全体としては旧状を維持している。
		底部	濾過材がそのまま残されている。 二号・三号は一定の水量が保たれており、水草等が繁茂した状態である。 一号・四号は水は溜まらない状態となっており、濾過材の表面が雑草で覆われている。水吐部に部分的な欠損が見られる。
		装置	山裾側取水バルブの制御ハンドルの取付部が残されている。オーバーフローを吐き出すための鉄管が装着されている。いずれも腐食しており、制御ハンドルは稼働しない。



一号濾過池外観



吐き口：縁石の一部が欠損



擁壁：一部損傷や孕み



四号濾過池装置  
(排水管)

8,10,12,14		一号～四号濾過池 附属制水井	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
建築物 (制水井上屋)	外観	屋根	塗装の劣化・モルタルの剥離・剥落等が全体に広がっており、庇・パラペットでは鋼材の露出が認められる。 雨樋は機能していない。 露出鋼材は腐蝕が進行している。その他に屋根ガラの腐蝕が認められる。 塗装も全体に劣化している。
		外壁	開口部周囲、柱形面にモルタルの剥離・鋼材の露出が認められ、鋼材の腐食が進行している状態である。腐食した鋼材の爆裂により壁面が破壊され、二号附属制水井では壁に大きな穴が空いている。 塗装も全体に劣化している。塗色等は昭和2年の施工時のものと異なる。
		扉	木製で劣化が激しいため、指定地外で別置保管している。
		窓	木製で劣化が激しく、ガラス部の欠損も認められるため、指定地外で別置保管している。
	室内	天井	格子状や網状のひび割れが認められ、モルタルの浮きや鋼材の露出が部分的に認められる。 露出鋼材は腐蝕が進行している。
		内壁	全面的に格子状や網状のひび割れおよび鋼材の露出が認められる。 モルタルの剥落が一部で認められ、特に二号では腰壁モルタルのはく落も部分的に認められる。露出鋼材は腐蝕が進行している。
構造物	外観	躯体	本体コンクリート、濾過池側外壁の煉瓦張りとも、大きな劣化は見られない。 上屋の基礎を兼ねる、縁部の石材に劣化が見られる。
		装置	樋門の金属部品の腐食が見られるほか、浄水弁の操作ハンドル等に劣化が見られ、固着している。排水弁のバルブについては、排水井から状態を確認できる二号を除き状態は不明である。
		鉄蓋	制水井本体の縁部石とともに床を構成している。表面の腐食が進行し、蝶番が固着している。

附属制水井（写真は一号）



外観正面(南側より)



外観測面(北側より)



室内



一号濾過池窓



四号濾過池扉

15		五号濾過池	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	擁壁	縁石は他4基と石材が異なるため健全な状態である。山側に面した側壁に水平方向に大きく亀裂が生じているほか、目地に雑草が生えるなど全体に経年劣化は見られるが、全体としては旧状を維持している。
		池内	濾過材がそのまま残されている。水は溜まらない状態となっており、濾過材の表面が雑草で覆われている。
		装置	山裾側取水バルブ装置の取付部が残されている。ハンドル装置が現存しており、現地保管されている。



五号濾過池外観



天端及び側壁の変位(孕み)



擁壁:水平方向の亀裂



五号濾過池装置



五号濾過池装置(排水管)

16		五号濾過池制水井	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
建築物 (制水井上屋)	外観	屋根	塗装の劣化・モルタルの剥離・剥落等が全体に広がっており、庇・パラペットでは鋼材の露出が認められる。雨樋は機能していない。塗装も全体に劣化している。
		外壁	開口部周囲、柱形および梁型面に軸方向のひび割れが認められ、全体にエフロレッセンスを伴っている。塗装も全体に劣化している。
		扉	木製で劣化が激しいため、指定地外で別置保管している。
		窓	木製で劣化が激しく、ガラス部の欠損も認められるため、指定地外で別置保管している。
	室内	天井	全面的に格子状や網状のひび割れが認められ、鋼材の露出が全面的に認められた。露出鋼材は腐蝕が進行している状況である。また、モルタルのはく落が一部で認められる。
		内壁	全面的に格子状や網状のひび割れ、開口部ひび割れが認められ、エフロレッセンスを伴う。また、モルタルの浮きも全面的に認められる。
構造物	外観	躯体	本体コンクリート、濾過池側外壁の煉瓦張りとも、大きな劣化は見られない。上屋の基礎を兼ねる、縁部の石材に劣化が見られる。
		装置	樋門の金属部品の腐食が見られるほか、浄水弁の操作ハンドル等に劣化が見られ、固着している。排水弁のバルブについては、排水井から状態を確認できる。
		鉄蓋	制水井本体の縁部石とともに床を構成している。表面の腐食が進行し、蝶番が固着している。



外観正面(南側より)



外観側面(北側より)



室内



扉

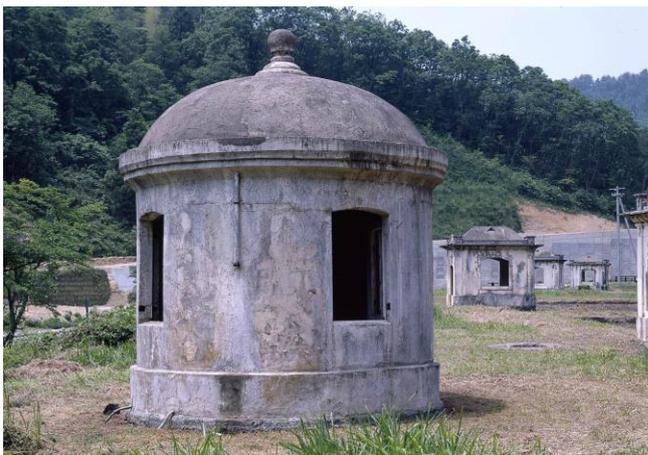
17		接合井		保存の状況
部分の設定				
単位	区分	部位		
建築物	外観	屋根	縦方向のひび割れが部分的に認められ、補修跡部分で全面的に浮きが認められる。 また、屋根飾り部分のモルタルの割れやはく落、鋼材露出が一部で認められる。 現状の塗装は当初のものとは異なる。	
		外壁	壁全周の水平ひび割れや開口部周囲にひび割れ、浮きや塗装剥がれが部分的に認められた。 また、開口部分や出入口部分の壁小口に欠損が認められる。 現状の塗装は当初のものとは異なる。	
	室内	天井	円周状のひび割れや縦方向のひび割れが全体的に認められ、エフロッセンスを伴うものも認められた。 また、部分的にモルタルの浮きが認められ、屋根飾り部分では、鋼材の露出が認められる。	
		内壁	煉瓦面にエフロッセンスが部分的に認められる。	
構造物	外観	躯体	上屋の基礎部となっている縁石に風化が見られる。	
		鉄蓋	腐蝕が著しい。	



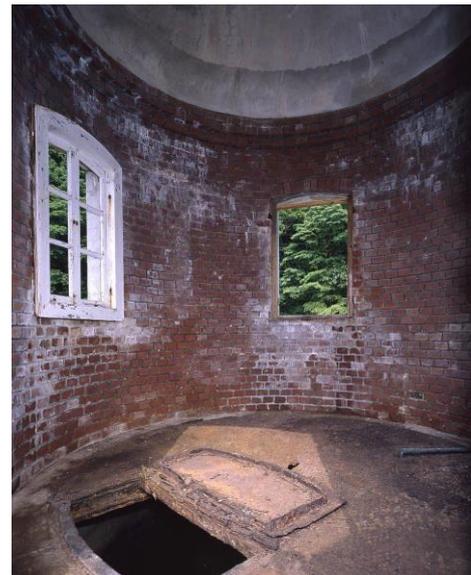
外観(西側より)



建具(窓)



外観(東側より)



室内

18～19		量水器室・附属階段	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
建築物	外観	屋根	苔が全面的に繁殖しており、モルタルの浮きやひび割れ等の目視確認はできない。
		外壁	煉瓦タイル面、柱形および洗出し仕上げ面に垂直、水平ひび割れが部分的に認められる。 また、タイルおよび洗出し仕上げ面に一部浮き、タイル表面の欠けが部分的に認められる。 その他に木製サッシ枠の腐朽、面格子の腐蝕、樋の破損が認められる。
	室内	天井	全面的に網状のひび割れが認められる。
		内壁	全面的に水平ひび割れ(幅:0.3mm程度)や開口部ひび割れ等が認められ、部分的にモルタルの浮きが認められる。 また、一部、ひび割れ部で漏水跡、さび汁およびエフロレッセンスならびに鋼材の露出が認められる。 内部にはベンチュリーメーターが設置されている。
構造物	外観	階段	一部に割れがみられる。上端部に後代の石段がとりついている。



外観(西側より)



外観(南側より)



室内

20 鳥取水道記功碑		
部分の設定		保存の状況
単位	区分	部位
構造物	外観	本体
		台座
		表面の刻印文字も鮮明であり、目立った損傷は見られない。 傾きや沈下等の影響は見られない。



記功碑本体部

記功碑台座部

21		管理橋(岩ヶ平人道橋)	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	床版	床版上面側では、骨材が全面的に露出している。床版下面側では、全体的に著しい鉄筋露出が認められ、腐蝕が進行している。また、鉄筋腐蝕に起因するコンクリートのはく離も部分的に認められる。 RC桁では、床版下面と同様な鉄筋露出、はく離が認められ、一部びひび割れ(幅1cm程度)が認められる。 親柱および跳ね出し部の崩落や鋼製高欄の腐蝕、破断が見られる。
		桁部	主桁は、全体的にさびが生じており、上フランジ全面および橋台の両端部側で断面欠損や層状の腐蝕が生じていた。また、橋脚部分の主桁接合部でずれが生じている。 横桁は、主桁と比較して腐蝕が少ない状況であったが、橋台両端部では全面的に断面欠損が生じている。
		橋脚	丸柱は、著しい腐蝕は生じていなかったが、水平材やその接合部、丸柱接合部のボルト等に断面欠損や破断が生じている。
		橋台	橋台の石積みに隙間(最大7cm程度)が認められる。



橋梁本体、床版、高欄

左岸側橋台部

橋脚部

下流側より

22		管理橋(事務所前人道橋)	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	床版	床版上面側はアスファルト舗装であり、躯体の変状は確認できない。床版の小口部分(跳ね出し部)では、骨材の露出が全面的に認められ、はく落および鉄筋露出が部分的に認められる。床版下面側では、橋軸直角方向のひび割れ、およびエフロレッセンスが部分的に認められる。RC横桁では、ひび割れ、豆板、はく落および鉄筋露出が全体的に認められ、特に主桁側の両端部が著しい。その他親柱のひび割れ、鋼製高欄の腐蝕、破断が認められる。
		桁部	主桁は、全体的に断面欠損や層状の腐蝕が生じており、欠損したウェブ箇所主桁のずれが生じている。横桁は、主桁と比較して腐蝕が少ない状況であったが、両端部で断面欠損が部分的に生じている。
		橋脚	丸柱は、著しい腐蝕は生じていなかったが、水平材やその接合部、丸柱接合部のボルト等に断面欠損や破断が生じている。
		橋台	橋台の石積みに隙間(最大6cm程度)が認められる。



24		取水塔	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	外壁	記録写真から、取水塔の頂部は全面に崩壊損傷し、その破片が水底部に散乱しているのが見て取れる。また、底部にも崩壊し穴が開いている様子がわかる。
		内壁	記録写真を見る限り、穿かれた穴以外に内壁に大きな損傷は見られない。

外壁(湛水時)  
側面崩壊箇所が見える



頂部は崩壊し、その破片が水底に散乱している。

外壁(水抜き後)

底部の崩壊の様子



外壁(水抜き後)



内壁

25		排水井		5基
部分の設定			保存の状況	
単位	区分	部位		
構造物	外観	本体	排水井本体はコンクリート製で、通常は新旧2枚の鉄蓋が載せられた状態であり、内部の目立った損傷は見られない。 濾過池周辺に5基を数える。	
		縁石	天端部の縁石は目地モルタルが剥がれている他は損傷は見られない。	
		蓋	蓋は鉄製であり、その表面は錆び付いているが腐食穴は見られない。後補の蓋の上に当初の蓋を載せている。	



門 柱			保存の状況
部分の設定		部位	
単位	区分		
構造物	外観	柱部	写真右側の門柱は大正7年の水害の際に消失、その後の復旧工事でもとの形状を踏襲して造られた。 柱部煉瓦積みには、一部に垂直方向の亀裂が生じている。
		基礎部	下流側の基礎石には大きな破断箇所が見られる。
		付帯物	後補の鉄製門扉(設置年時不明・昭和50年以前)は、塗膜が劣化し腐食が進んでいる。



外観(南側より)



門扉



柱部



基礎部破断箇所

27		石造擁壁	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	石造擁壁	濾過池沿いの山際に石造擁壁が確認できる。現状は植物が繁茂して見えにくくなっているが、一号濾過池から五号濾過池にかけての範囲に残っている。一号から二号にかけての範囲の石造擁壁は意図的に埋設されている可能性がある。 後の拡張工事で新設された五号濾過池の山際のコンクリート擁壁に擦り付けられている。石垣の原見出しなどの変位が生じているが、全面的に崩壊する恐れは少ない。
		付帯物	石造擁壁の前面には側溝が南北に延びているが、随所で破損が見られる。



四号濾過池

四号濾過池沿い  
石造擁壁

擁壁前面の側溝



五号濾過池沿い  
石造擁壁劣化状況

## 2 保護の方針

### (1) 保護の方針

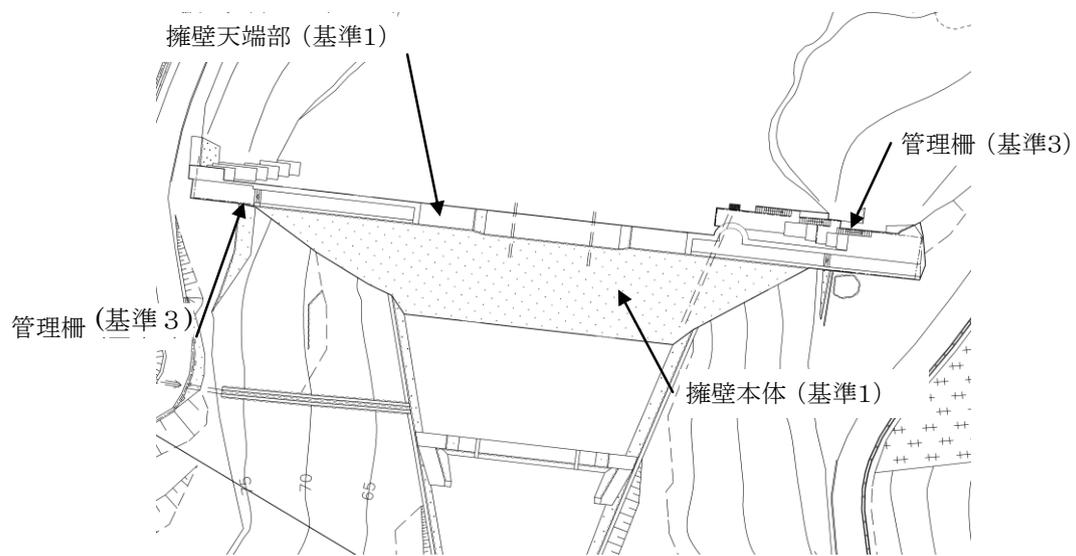
指定文化財の保護の方針を定め、取扱い基準を設定した。土地も含め全体が文化財指定を受けているため、指定書に記載されていない建築物・施設を除き、原則として全域が保存対象である。

堰堤・制水井（本体部分）等、構造物については一体のものとして、外観に基準を設定した。制水井（上屋部分）等、建築物については、外観・室内に分けて部位を設定し、各々に対して目視に拠る観察あるいは調査を行った。次に、次表のように基準1～3を設定し、各部位に対する保護の方針を示し、P32～51に記載した。

基準	保存活用計画における 取り扱い方針	建築物への摘要
基準1	材料自体の保存を行う部位	当初の部材が残存し、その材が経年による定期的な取替えを必要としていない部位。あるいは当初の仕様を忠実に再現した後設の部位。
基準2	材料の形状・材質・仕上げ・ 色彩の保存を行う部位	当初の部材が残存するものの、その材が経年変化による定期的な取替えを必要としている部位。
基準3	意匠上の配慮を必要とする 部位	当初の部材が既に残存していない上に、後設の部材が当初の形状・色彩等を踏襲していない部位。  (当初の仕様が判明し復原を行った場合は、基準の見直しを図る。)

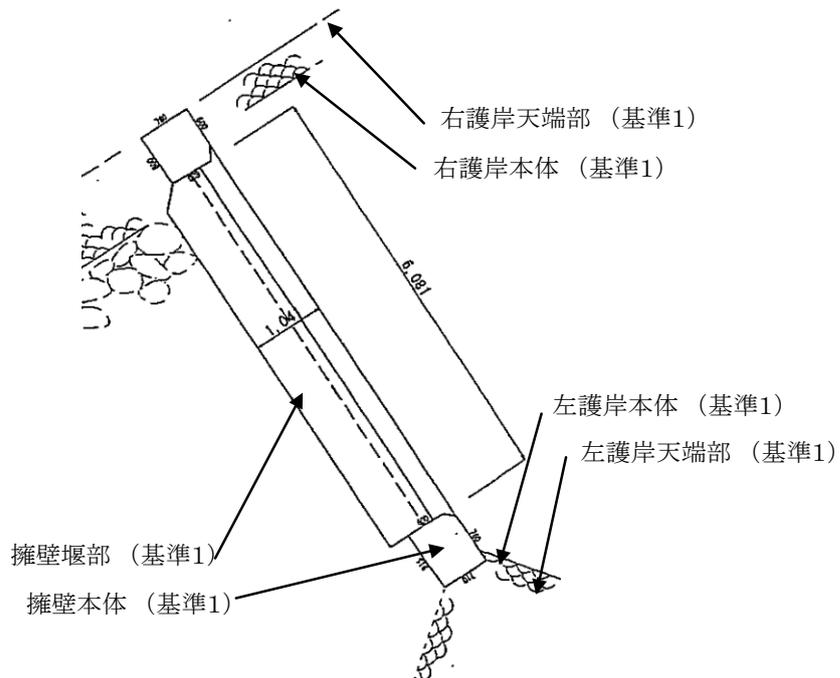
1 貯水池堰堤

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
構造物	外観	堤体	本体	コンクリート	1	現状維持
			表面、天端部	石材	1	同上
		付帯物	管理柵	鉄材、アルミ材 (平成10年)	3	同上 劣化してきた場合は所有者と取り扱いについて協議する。



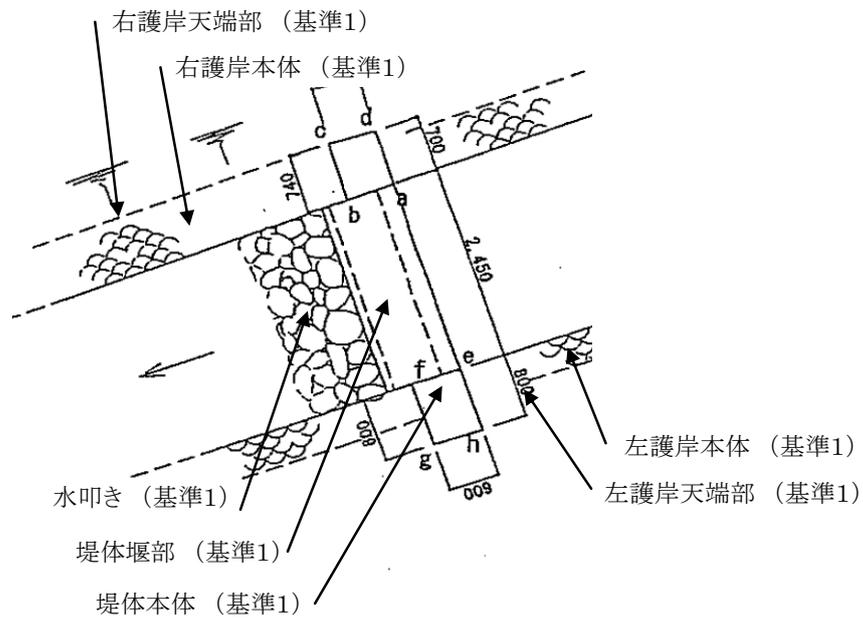
2～3 美歎川上流量水堰・附属左右護岸

部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	堤体	本体	コンクリート造	1	現状維持
			堰部	同上	1	現状維持
		左右護岸	本体	コンクリート造	1	現状維持
			天端部	同上	1	現状維持

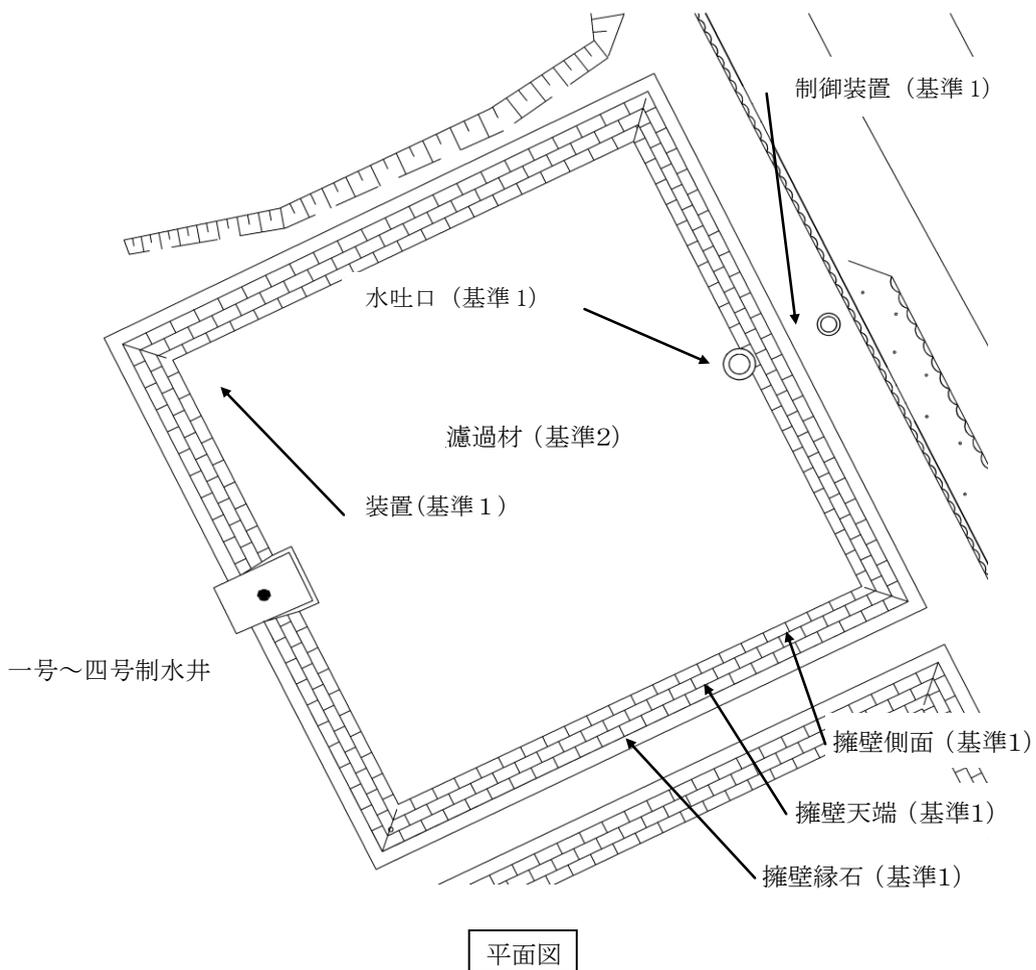


4～6 通り谷量水堰・附属左右護岸、水叩

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
構造物	外観	堤体	本体	コンクリート造	1	現状維持
			堰部	同上	1	現状維持
		水叩	本体	石張り造	1	現状維持
			天端部	同上	1	現状維持
		左右護岸	本体	石積造	1	現状維持
			天端部	同上	1	現状維持

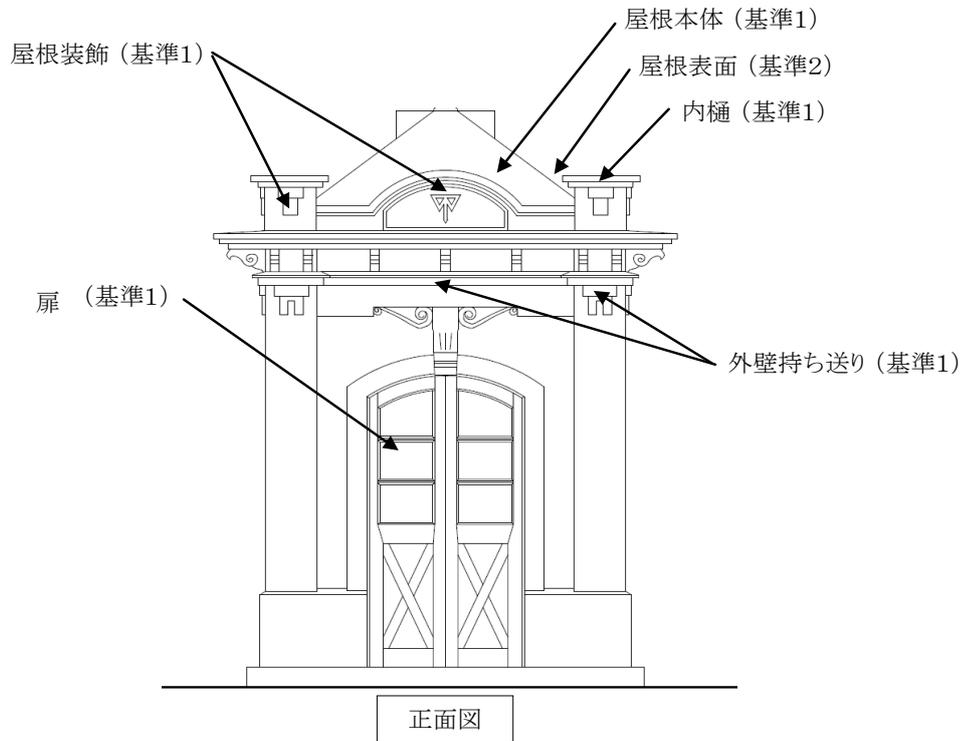


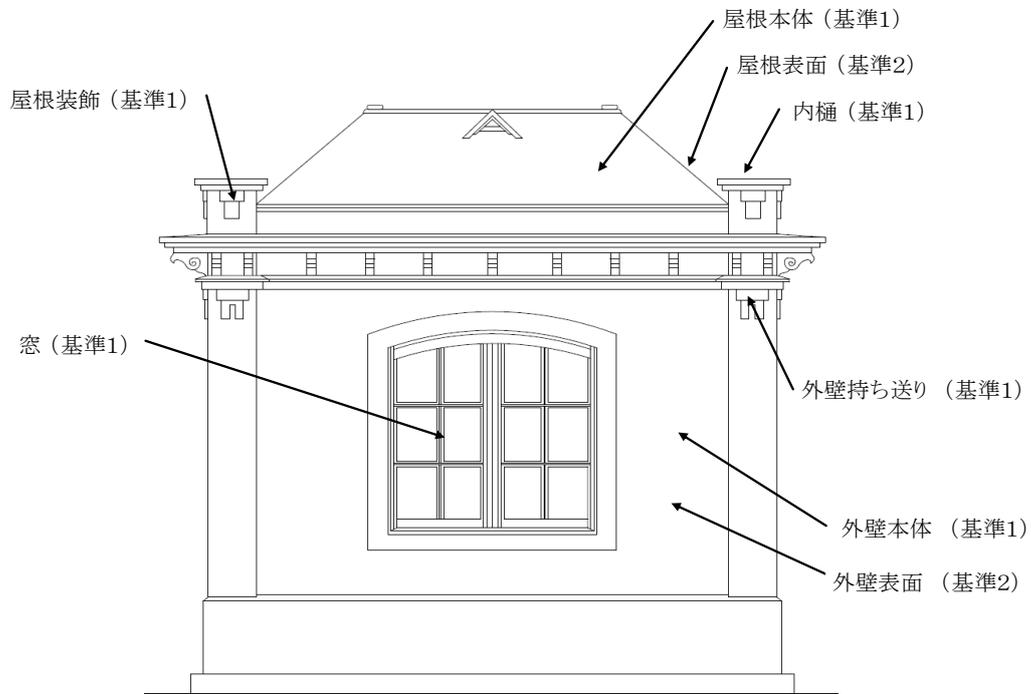
部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	擁壁	壁面	煉瓦張	1	現状維持
			縁石	石材	1	現状維持
		底部	水吐口	石材	1	現状維持
			濾過材	礫材、砂材	2	指定地内での移動や入れ替え、同種材の補充を除き現状維持
		装置	制御バルブ	鋳鉄材	1	現状維持
			オーバーフロー管及び制御バルブ	鋳鉄材	1	現状維持



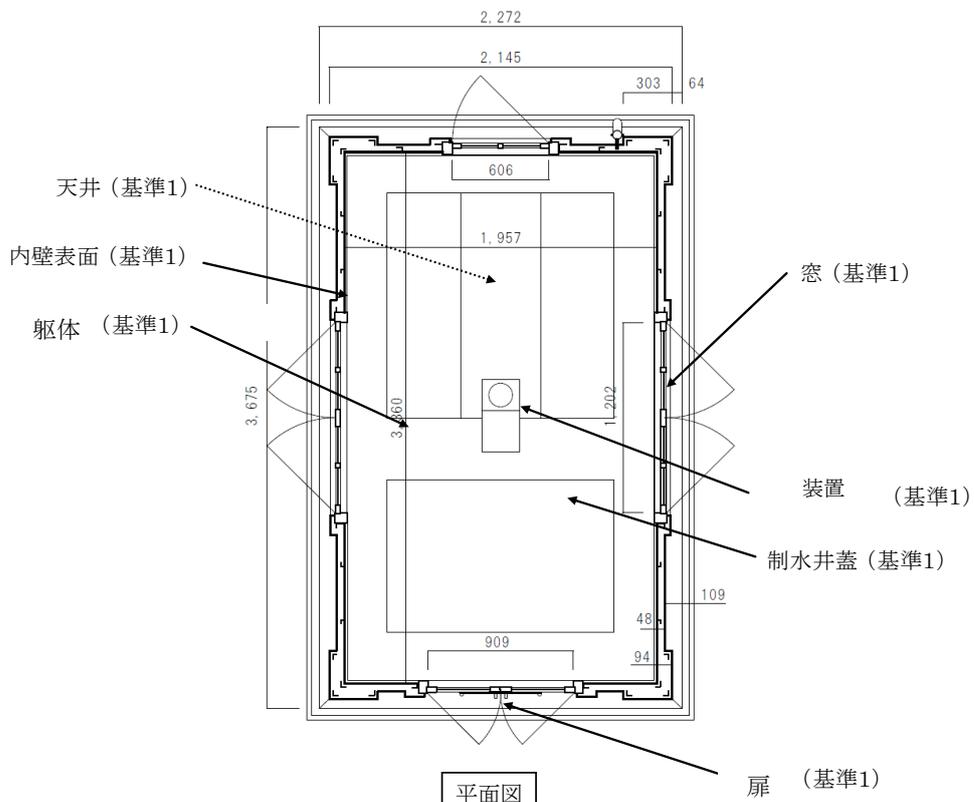
8,10,12,14 一号～四号濾過池附属制水井(上屋及び本体)

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
建築物 (制水井上屋)	外観	屋根	本体	鉄網コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	定期更新
			装飾	モルタル	1	現状維持
			内樋		1	現状維持
		外壁	本体	鉄網コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	定期更新
			持ち送り	モルタル	1	現状維持
		扉		木材	1	現状維持
		窓	窓及び窓枠	木材	1	現状維持
		室内	天井	表面	塗装	1
内壁	表面		塗装	1	現状維持	
構造物 (制水井本体)	外観	躯体	本体	コンクリート・煉瓦・石材	1	現状維持
		装置	制御弁	铸铁材	1	現状維持
		鉄蓋	制水扉	鉄材	1	現状維持





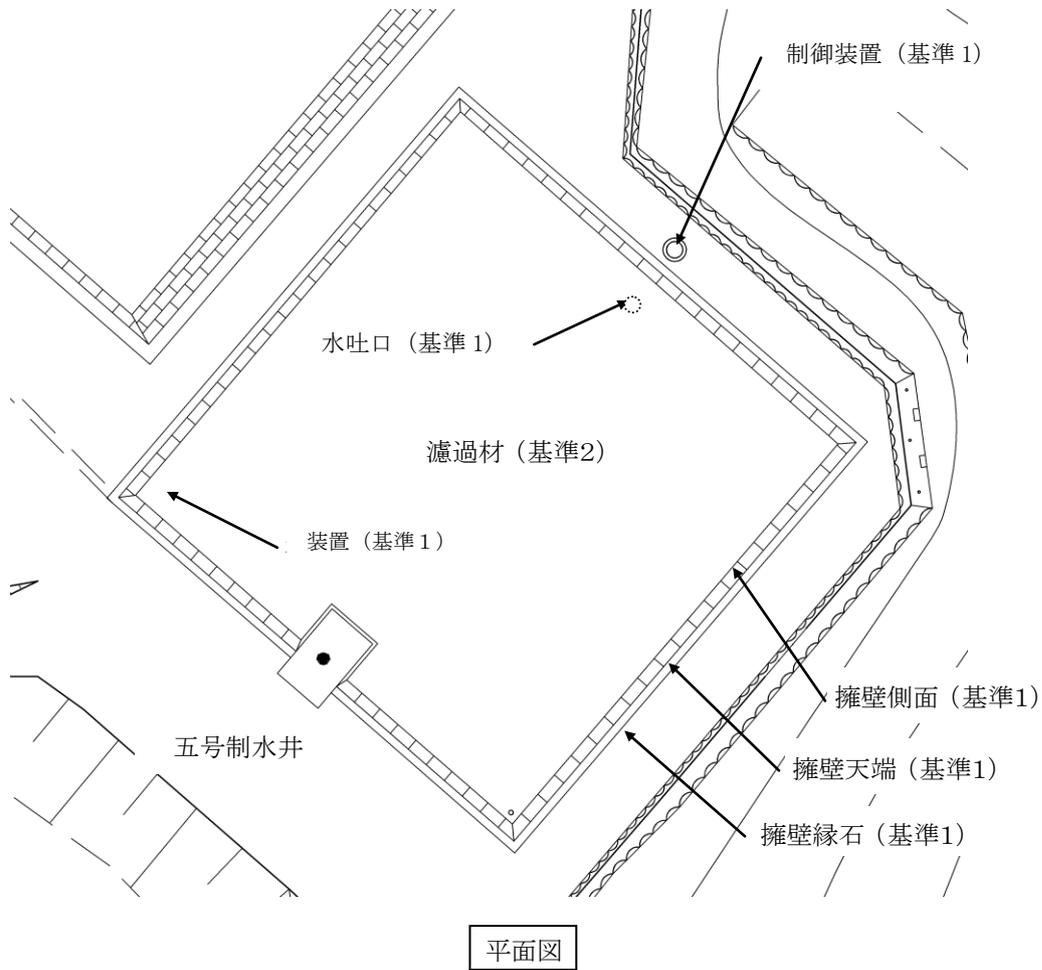
側面図



平面図

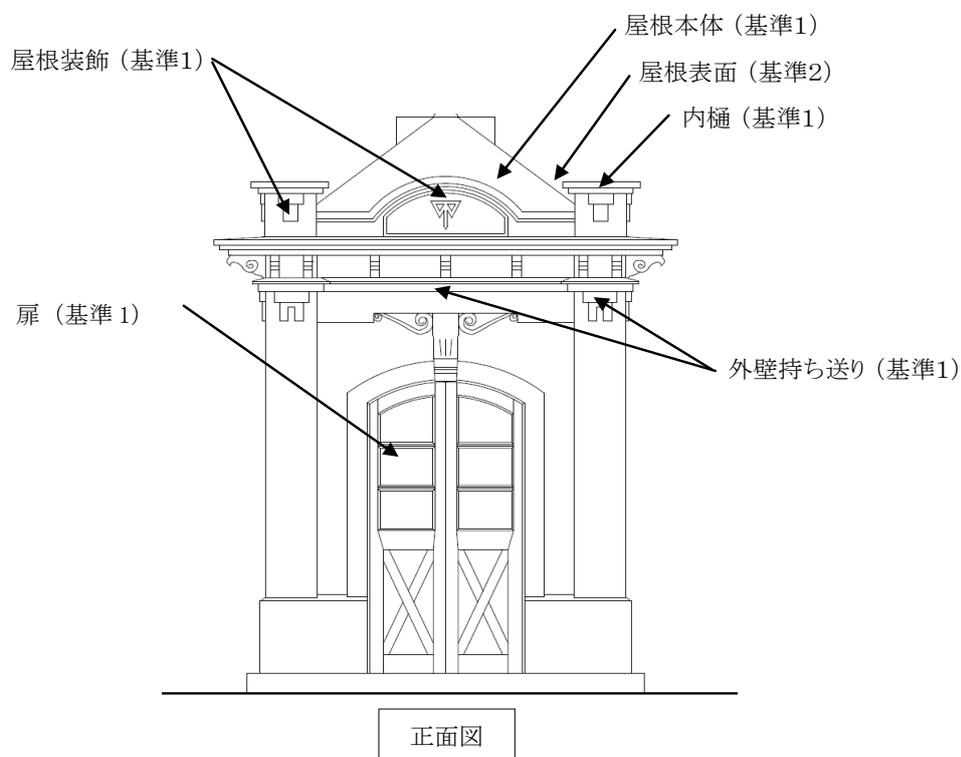
15 五号濾過池

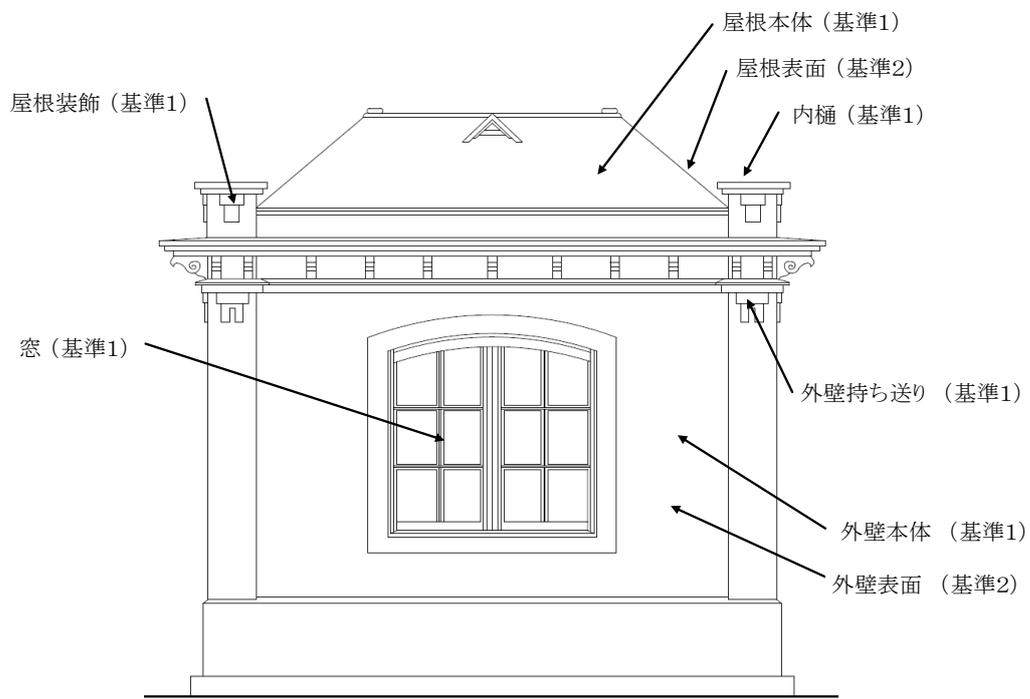
部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	擁壁	壁面	煉瓦張	1	現状維持
			縁石	石材	1	現状維持
		底部	水吐口	石材	1	現状維持
			濾過材	礫材、砂材	2	指定地内での移動や入れ替え、同種材の補充を除き現状維持
		装置	制御バルブ	铸铁材	1	現状維持
			オーバーフロー管及び制御バルブ	铸铁材	1	現状維持



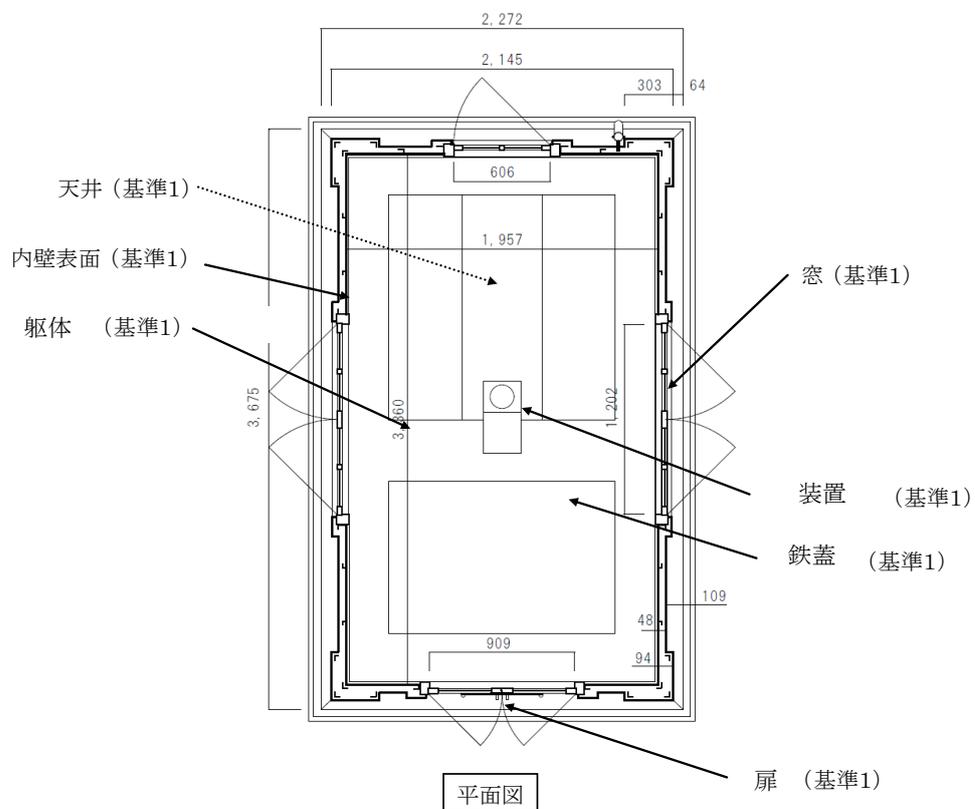
16 五号濾過池附属制水井(上屋及び本体)

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
建築物 (制水井上屋)	外観	屋根	本体	鉄網コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	現状維持
			装飾	モルタル	1	現状維持
			内樋		1	現状維持
		外壁	本体	鉄網コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	現状維持
			持ち送り	モルタル	1	現状維持
			扉	木材	1	現状維持
		窓	窓及び窓枠	木材	1	現状維持
			天井	表面	塗装	1
室内	内壁	表面	塗装	1	現状維持	
	外観	躯体	本体	コンクリート・煉瓦・石材	1	現状維持
装置		制御弁	铸铁材	1	現状維持	
鉄蓋		制水扉	鉄材	1	現状維持	





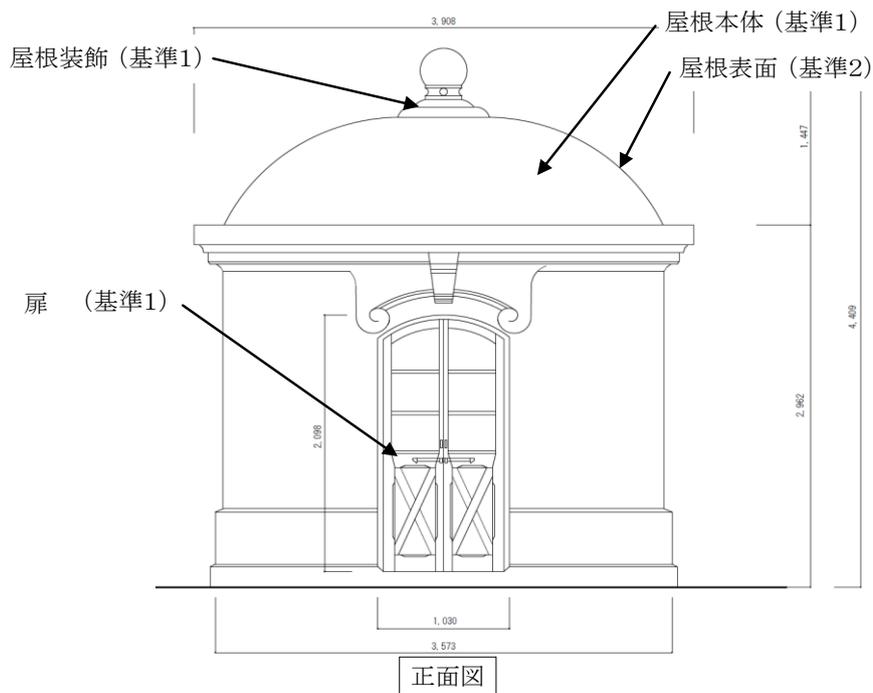
側面図

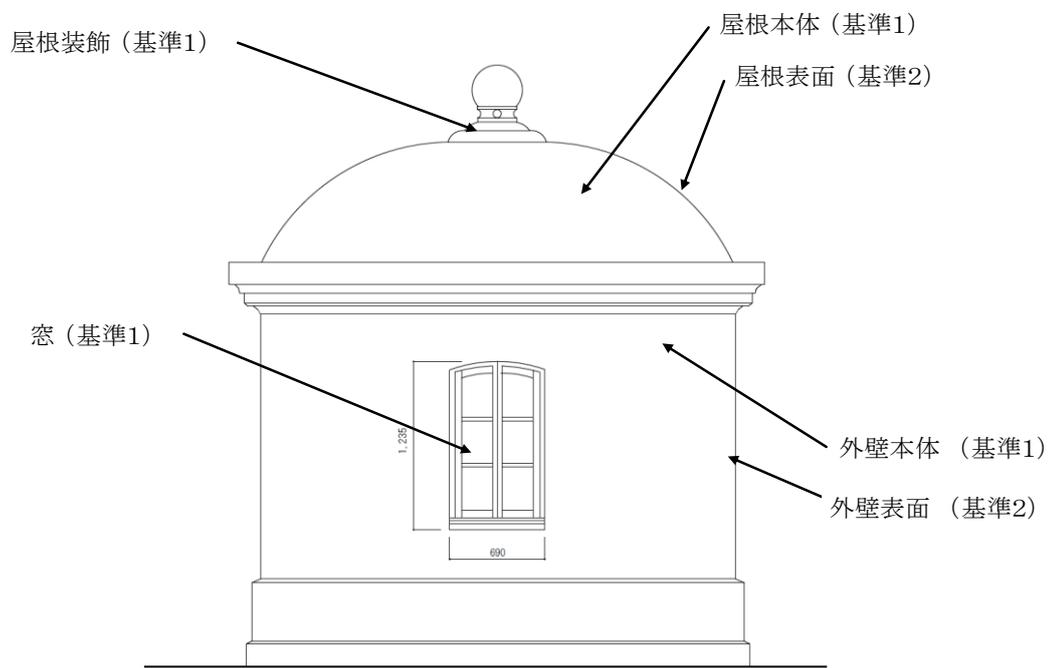


平面図

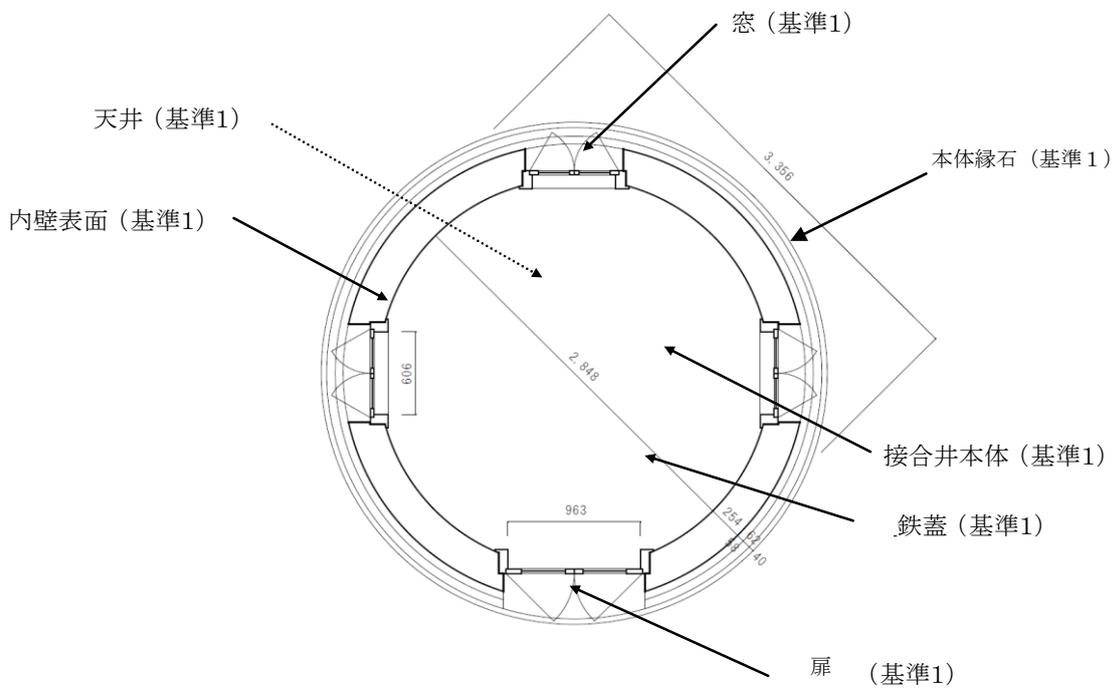
17 接合井

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
建築物	外観	屋根	本体	鉄筋コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	現状維持
			装飾	モルタル	1	現状維持
		外壁	本体	煉瓦造	1	現状維持
			表面	塗装	2	現状維持
			扉	木材	1	現状維持
	室内	窓	木材	1	現状維持	
		天井	塗装	1	現状維持	
構造物	外観	内壁	表面	塗装	1	現状維持
			本体	石材(緑石)	1	現状維持
		本体	鉄筋コンクリート	1	現状維持	
		鉄蓋	鉄蓋	1	現状維持	





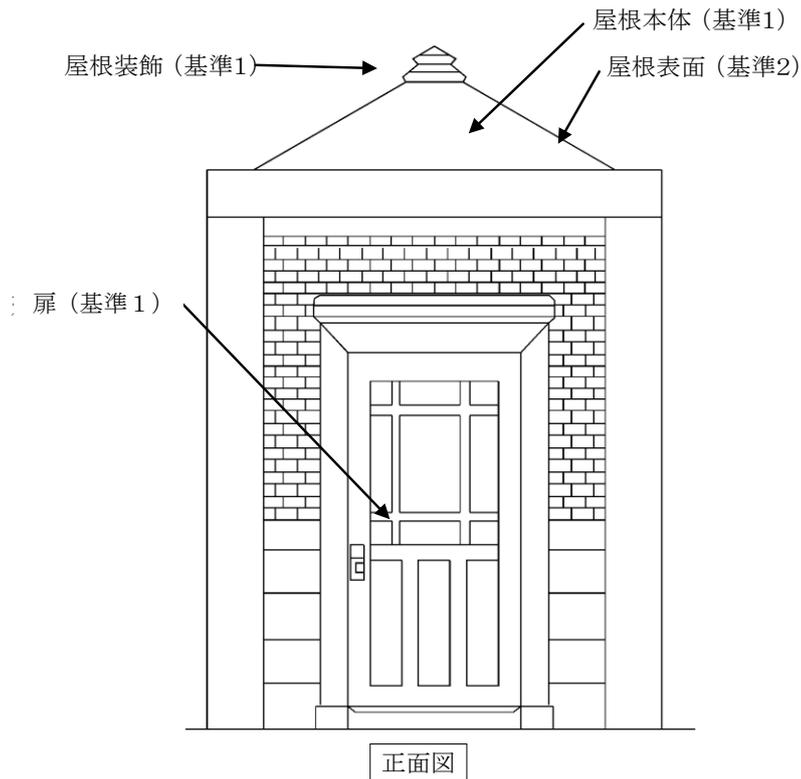
側面図

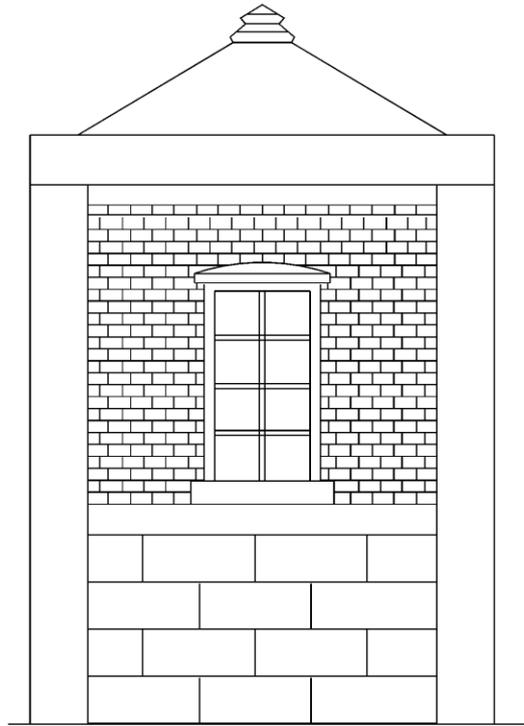


平面図

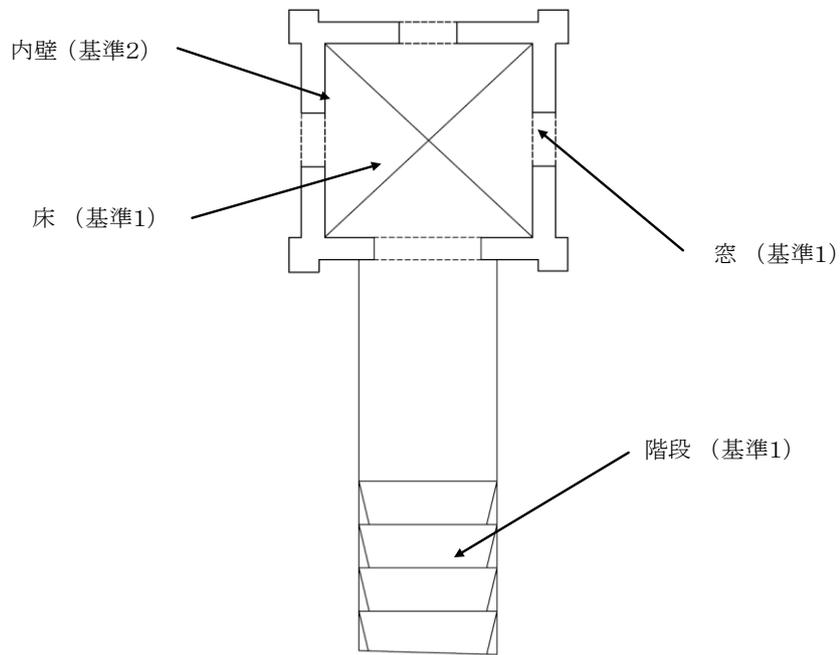
18～19 量水器室・附属階段

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
建築物	外観	屋根	本体	鉄筋コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	現状維持
			装飾	モルタル	1	現状維持
		外壁	本体	鉄筋コンクリート	1	現状維持
			表面	煉瓦タイル貼り	1	現状維持
			表面	洗出コンクリート	1	現状維持
	扉		木材	1	現状維持	
	窓		木材、ガラス材	1	現状維持	
	室内	天井		塗装	1	現状維持
		内壁	表面	塗装	2	現状維持
床			コンクリート	1	現状維持	
量水器			機械	1	現状維持	
構造物	外観	階段		コンクリート	1	現状維持





背面図



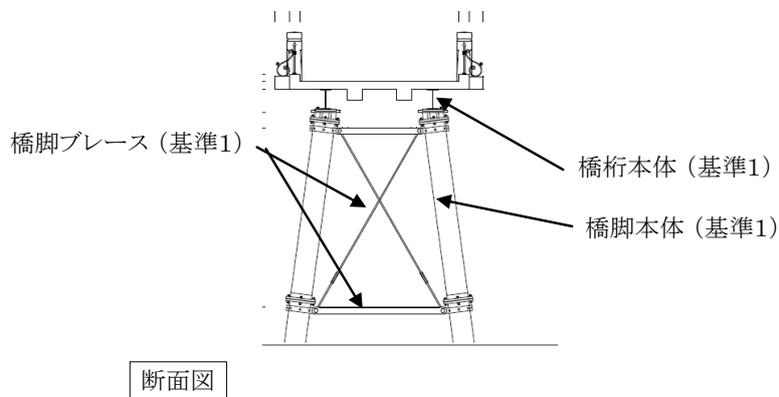
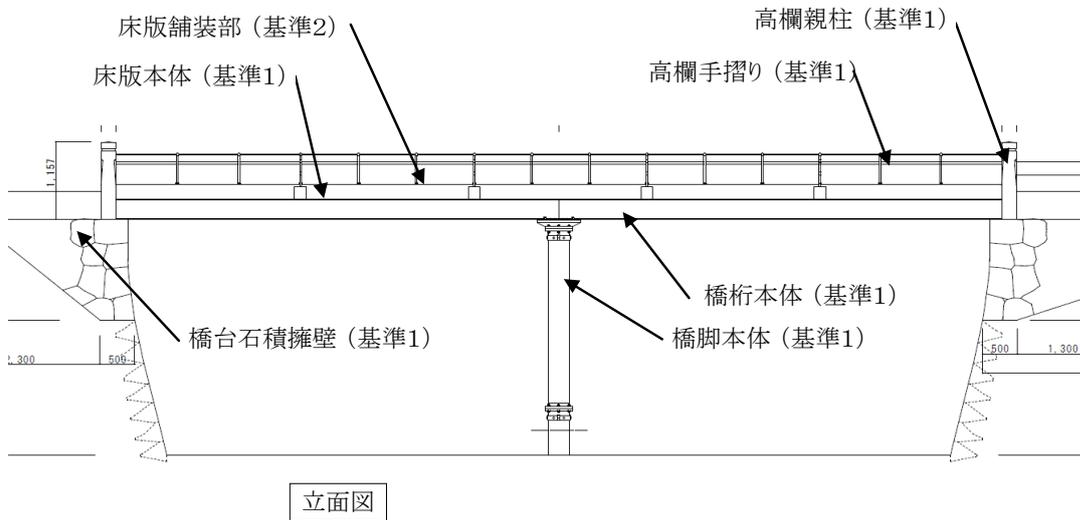
平面図

部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	記念碑	本体	石材	1	現状維持
			台座部	石材	1	同上

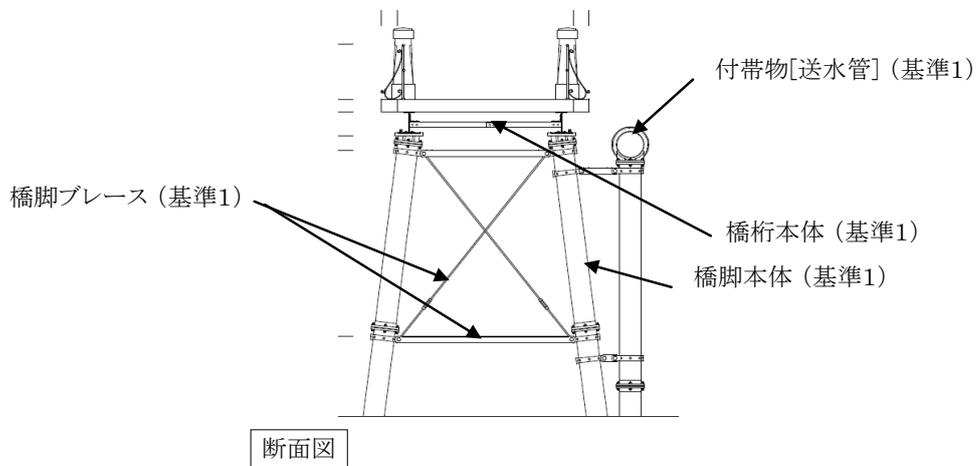
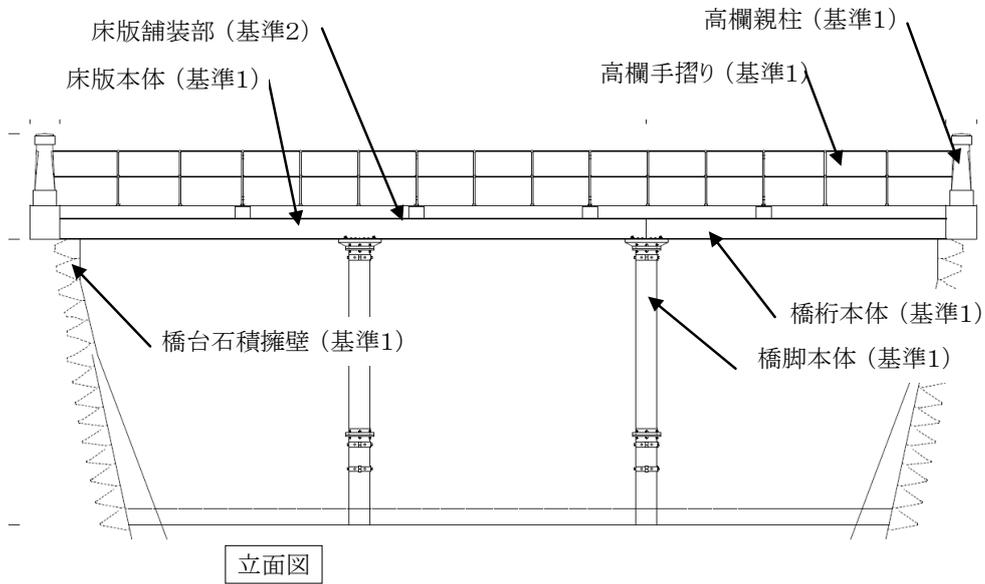


21 管理橋(岩ヶ平人道橋)

部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	床版	舗装部	アスファルト材	2	舗装更新
			本体	鉄筋コンクリート造	1	現状維持
		高欄	親柱	コンクリート造	1	現状維持
			手摺り	鉄材	1	現状維持
		橋桁	本体	鉄材	1	現状維持
		橋脚	本体	鋼管材	1	現状維持
			ブレース	鉄材	1	現状維持
橋台	石積	石材	1	現状維持		



部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	床版	舗装部	アスファルト材	2	現状維持
			本体	鉄筋コンクリート造	1	現状維持
		高欄	親柱	コンクリート造	1	現状維持
			手摺り	鉄材	1	現状維持
		橋桁	本体	鉄材	1	現状維持
		橋脚	本体	鋼管材	1	現状維持
			ブレース	鉄材		現状維持
		橋台	石積擁壁	石材	1	現状維持
付帯物	送水管	鋼管材	1	現状維持		



部分の設定		部位	保護の方針		
単位	区分		規格・材料等	基準	方針
構造物	外観	躯体	本体	コンクリート造	1 現状維持
		天端	煉瓦材	1 現状維持	
		側壁	煉瓦材	1 現状維持	

外壁(湛水時)  
側面崩壊箇所が見える



頂部は崩壊し、その破片が水底に散乱している。

外壁(水抜き後)

底部の崩壊の様子

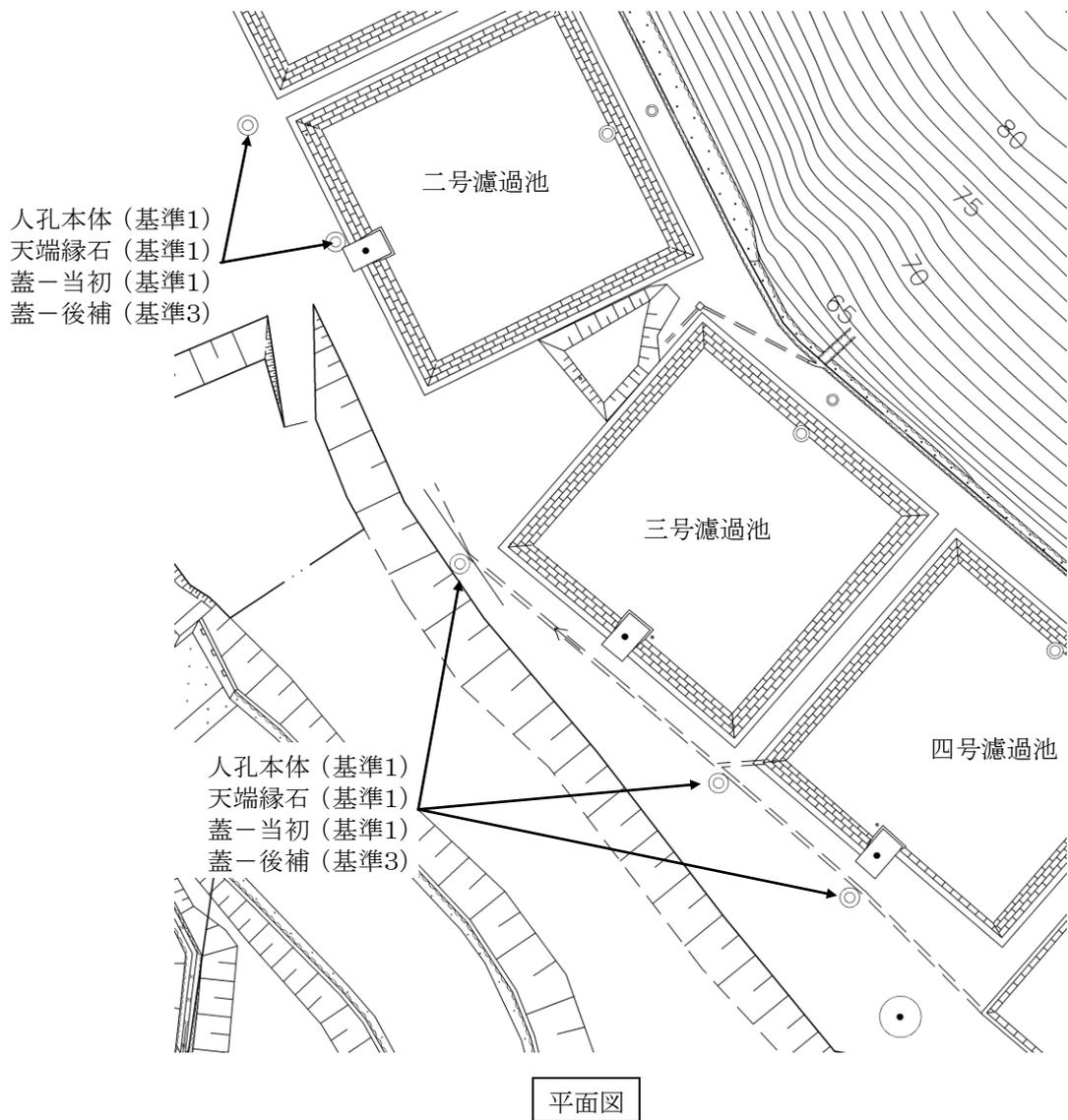


外壁(水抜き後)

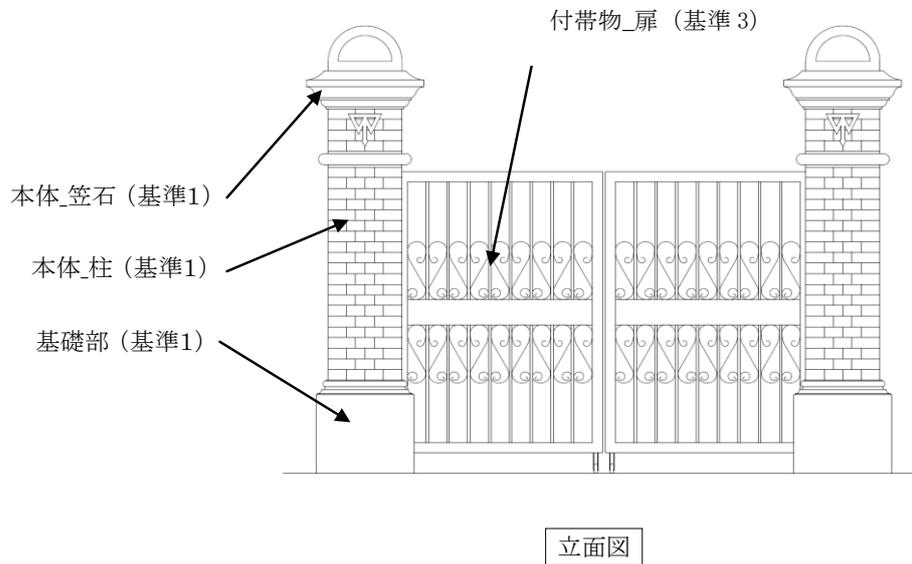


内壁

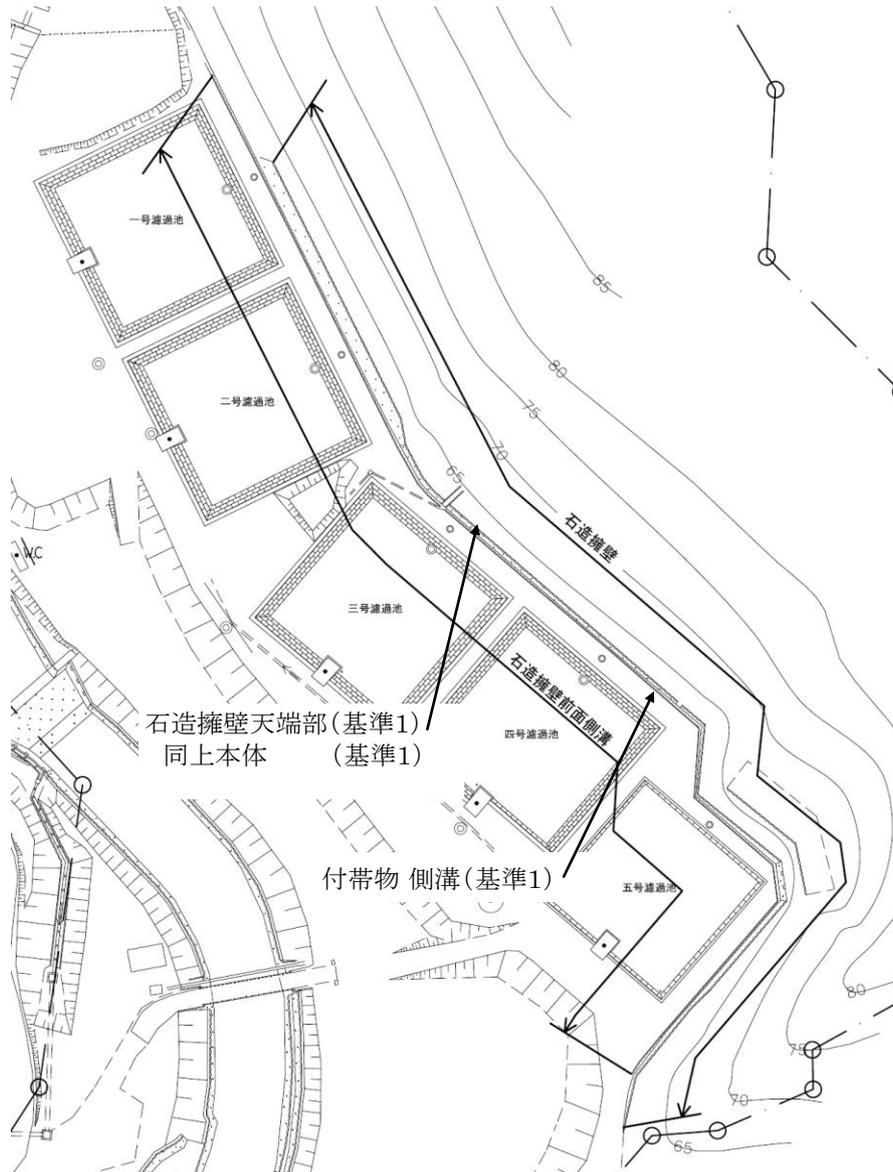
部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	人孔	本体	コンクリート造	1	現状維持
			天端縁部	石材	1	現状維持
			鉄蓋	鋳鉄材(当初)	1	指定地内で保管
			鉄蓋	鋳鉄材(後補) (年代不明[昭和50年頃か])	3	劣化した場合は類似品と交換



部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
外観	保存	本体	笠石	石材	1	現状維持
			柱	煉瓦貼り	1	現状維持
		基礎部		石材	1	現状維持
		付帯物	扉	鉄材 (年代不明)	1	現状維持



部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
外観	保存	本体	天端部	石材	1	現状維持
			壁部	石材	1	現状維持
		付帯物	側溝	コンクリート	1	現状維持



### 3 管理計画

現在は鳥取市水道局が敷地（主としてろ過池周辺部分）の維持管理、鳥取市教育委員会文化財課が文化財としての保護・管理を担当している。貯水堰堤については、現役の砂防堰堤として鳥取県が管理している。

修理工事の終了する平成 29 年度までは現状の管理体制を継続し、以降は、鳥取市教育委員会文化財課を中心に、堰堤の管理者である鳥取県、地域住民と協力して管理に当たる。

#### (1) 管理体制・管理方法

管理体制・管理方法は下の表の通りとする。

なお、これらについては、建造物の保存修理工事及び活用計画（第 5 章参照）に基づく整備工事の完了後（平成 29 年度を予定）に改訂する。

名称	保存環境の管理		建造物の維持管理方法
	管理の方法	頻度等	
1 貯水池堰堤	<p>※砂防堰堤上流に土砂が堆積し次期出水時に土石流を十分捕捉できなくなった場合の土砂の除去、老朽化による機能低下への対応、安全柵の管理等、砂防堰堤としての通常の管理は鳥取県が行う。</p> <p>※文化財としての価値の保全のため、鳥取市教育委員会が定期的な状況確認を行い、問題があれば県に連絡する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※活用計画に基づく整備の完了（H29）以降は、文化財としての管理は鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する（第5章参照）。</p>	<p>※砂防堰堤としての管理上の見回り等は鳥取県が適宜行う。</p> <p>※文化財課による定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※災害時の文化財の被害状況の確認は、鳥取市教育委員会が行う。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に各管理者が実施する。</p>	<p>1) 堤体(本体) ・除草及び清掃</p> <p>2) 堤体(表面・天端部) ・除草及び清掃</p> <p>3) 管理柵 ・清掃・劣化部分の交換、塗装等</p>
2 美敷川上流量水堰	<p>※定期的に見回りによる状況確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※活用計画に基づく整備の完了（H29）以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する（第5章参照）。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて鳥取市教育委員会が行う。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 堤体 ・除草及び清掃 ・堆積する土砂等の撤去</p>
3 左右護岸			
4 通り容量水堰			
5 左右護岸			
6 水叩			
7 9 11 13 15 一号～五号濾過池	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※修理工事中は、工事の範囲で管理を実施する。</p> <p>※建造物保存修理工事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。（第5章参照）</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 擁壁 ・除草及び清掃</p> <p>2) 吐口 ・除草及び清掃</p> <p>3) 機械(オーバーフロー管) ・清掃・防錆剤の塗布 ・脱落部の別置保管</p> <p>4) 濾過材 ・清掃・除草 ・指定地内での移動、敷直し</p> <p>5) 機械 ・清掃・防錆材の塗布 ・機械の操作・脱着・防錆</p>
8 10 12 14 16 一号～五号制水井	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※建造物保存修理工事が完了するまでの間は、保護のための仮設覆屋を設置する。</p> <p>※修理工事中は、工事の範囲で管理を実施する。</p> <p>※建具については別置とし、指定地外(鳥取市河原町総合支所倉庫)で保管する。</p> <p>※建造物保存修理工事の完了（H29）以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。（第5章参照）</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 屋根 ・覆屋の設置・撤去・支持枠等の設置・撤去 ・雨樋の清掃・浸水部の養生</p> <p>2) 外壁 ・開口部の養生・支持枠等の設置・撤去 ・脱落部の別置保管・除草及び清掃</p> <p>3) 建具 ・収蔵場所の移動・除虫、殺菌等</p> <p>4) 天井 ・清掃・支持枠等の設置・撤去</p> <p>5) 内壁 ・清掃・支持枠等の設置・撤去</p> <p>6) 床 ・清掃・防錆剤の塗布</p> <p>7) 機械 ・バルブ装置の操作・脱着・潤滑、防錆剤の塗布</p> <p>8) 制水井 ・金属部分の脱着・潤滑・防錆・水の出し入れのための操作</p>

名称	保存環境の管理		建造物の維持管理方法
	管理の方法	頻度等	
17 接合井	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。 ※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。 ※建造物保存修理工事が完了するまでの間は、保護のための仮設覆屋を設置する。 ※修理工事中は、工事の範囲で管理を実施する。 ※建具については別置とし、指定地外(鳥取市河原町総合支所倉庫)で保管する。 ※建造物保存修理工事の完了(H29)以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、13月)とする。 ※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。 ※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 屋根 ・覆屋の設置・撤去・支持枠等の設置・撤去 ・雨樋の清掃・浸水部の養生 2) 外壁 ・開口部の養生・支持枠等の設置・撤去 ・脱落部の別置保管・除草及び清掃 3) 建具 ・収蔵場所の移動・除虫、殺菌等 4) 天井 ・清掃・支持枠等の設置・撤去 5) 内壁 ・清掃・支持枠等の設置・撤去 6) 床 ・清掃・防錆剤の塗布 7) 機械 ・バルブ装置の操作・脱着・潤滑、防錆剤の塗布 8) 接合井 ・金属部分の脱着・潤滑・防錆 ・水の出し入れのための操作</p>
18 量水器室	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。 ※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。 ※修理工事中は、工事の範囲で管理を実施する。 ※建造物保存修理工事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。 ※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。 ※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 屋根 ・覆屋の設置・撤去 ・支持枠等の設置・撤去 ・雨樋の清掃・浸水部の養生 2) 外壁 ・開口部の養生 ・支持枠等の設置・撤去 ・脱落部の別置保管 ・除草及び清掃 3) 建具 ・収蔵場所の移動 ・除虫、殺菌等 4) 天井 ・清掃 ・支持枠等の設置・撤去 5) 内壁 ・清掃 ・支持枠等の設置・撤去 6) 床 ・清掃</p>
19 階段 (量水器室附属)			<p>1) 外部階段 ・清掃・除草</p>
20 鳥取水道記功碑	<p>※配水池敷地内にあるため、日常の管理は水道局が実施する(通常は非公開)。 ※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。 ※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。 ※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて鳥取市教育委員会が行う。 ※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 記念碑 ・清掃</p>
21 岩ヶ平人道橋	<p>※定期的に見回りによる状況確認を行い、状況を記録する。 ※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。 ※活用計画に基づく整備の完了(H29)以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する(第5章参照)。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。 ※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。 ※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 床板 ・清掃・舗装の部分修復 2) 高欄 ・清掃・防錆剤の塗布 ・脱落部の別置保存 3) 橋桁・清掃 ・脱落部の別置保存 4) 橋脚 ・清掃 ・防錆剤の塗布 5) 基礎部・除草・清掃</p>
22 事務所前人道橋			

名称	保存環境の管理		建造物の維持管理方法
	管理の方法	頻度等	
23 水道用地、 原野及び保安林	<p>※水道用地の管理は水道局が行う。濾過地周辺については、除草を実施する。</p> <p>※文化財としての価値の保全のため、教育委員会文化財課が定期的な状況確認を行い、必要に応じて状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※建造物修理工事後、水道局より教育委員会に移管し、管理もこれにあわせて引き継ぐ。</p> <p>※活用計画に基づく整備の完了(H29)以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する(第5章参照)。</p>	<p>※濾過地周辺の除草は年2回(6月・10月)、地元へ委託して実施する。</p> <p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※台風、豪雪など災害等の際の文化財としての被害の確認は、必要に応じて行う。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除草・樹木管理のための伐採</li> <li>・濾過材の移動</li> <li>・堆積土砂等の鋤取り</li> </ul>
24 取水塔	<p>※定期的に見回りによる状況確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※活用計画に基づく整備の完了(H29)以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する(第5章参照)。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて鳥取市教育委員会が行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経過観察</li> </ul>
25 排水井			<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 人穴</li> <li>・清掃</li> <li>・後補鉄蓋の修理・更新</li> <li>・当初鉄蓋の別置保管</li> </ul>
26 門柱	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※修理工事中は、工事の範囲で管理を実施する。</p> <p>※建造物保存修理工事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 本体</li> <li>・除草・清掃</li> <li>2) 基礎部</li> <li>・除草・清掃</li> <li>3) 付帯物</li> <li>・除草・清掃 ・鉄部の塗装の修復(部分) ・脱落部材の別置保管</li> </ul>
27 石造擁壁			<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 本体</li> <li>・除草・清掃</li> <li>・築石脱落部分の養生(土嚢設置・砕石充填等)</li> </ul>

※7～19、21～23、25～27については、保存修理工事終了後、修理の仕様によって管理内容を定め、管理計画を改訂する。  
 ※管理業務の実施頻度については、保存修理工事及び活用計画に基づく整備の終了後に改訂する。

## (2) 軽微な修繕

上の表のうち、「建造物の維持管理方法」に記載された補修を伴う行為は、小規模な修繕及び建造物の維持管理のための行為とみなし、修理届を要しないものとする。補修を行う場合は必ず記録をとり、今後の保存修理の参考資料とする。

## (3) その他

簿冊等の文書資料の管理については、第5章に記載した。

古材のうち、修理に伴って別途保管が必要となったものについては、原則として現地で保管とする。

## 4 修理計画

濾過池周辺の、建造物及び附指定となっている人道橋の劣化が著しく進行しているため、平成 25 年度より国庫補助事業として建造物保存修理工事を実施している（平成 29 年度完了予定）。

2 基の取水堰堤については、除草等の手入れを行いながら劣化状況を観察し、将来適当な時期に修理工事を実施する。

### (1) 建造物の保存修理の方針

平成 29 年度までの建造物保存修理工事は、下記の方針に従って行う。

修理方針：部分修理

各建造物の意匠・構法を尊重し、本質的な変更を加えないことを前提として、下記の方針とする。

#### ① 経年変化によって健全でなくなった部位については、下記の基準に沿って修復方針を検討する。

1. 破損が軽微な部位については、保存のための手段を講じた上で現状を維持する。
2. 剥離したモルタル片等のうち、意匠上重要な部材については再用する。
3. 再用できない部材の取り換え・補修の材料及び工法は、当初材に倣うことを原則とする。
4. 当初材と同種のものが入手困難な工業製品等については、下記のとおりとする。

(ア) 工業生産品のうち煉瓦やタイル等、現代でも当初と同様の製法で製造され入手可能なものについては、補足材を製作するなど極力当初材に倣った修復とする。

(イ) 工業生産品のうち鉄板や鋼材等については、当初材を再現した製品の入手が困難な場合は、現在入手可能な既製品の中から類似品を選んで使用する。意匠的に重要なものについては当初と製造方法を変更して意匠を復原することも検討する。（金属部品の鑄造・鍛造から切削造への変更による形状復原等）

(ウ) モルタルおよびコンクリートの配合比やセメント、骨材等の使用材料の産地や組成については、建築時に特に意図されたものを除き、当初に倣うのではなく、適正な強度、剛性および耐久性を有することを優先する。

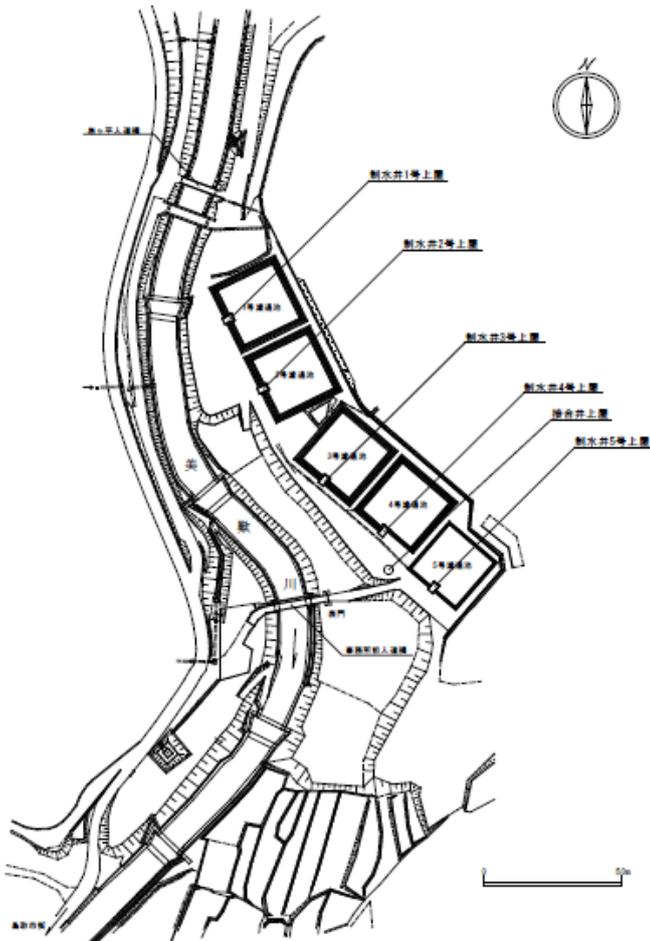
5. 建物全体の破損が著しく、新規施工部分が広範囲におよぶ恐れがある場合は、古材の保存方法について別途検討する。

#### ② 建築当初の設計・施工上の問題によって生じた健全でない部位のうち、保存管理上問題のある部位については、下記の基準に沿って個別に手法を検討し、対策を講ずる。

1. 構造補強が必要になった場合は、必要最小限かつ可逆性のある構法で、意匠的価値に影響しないものとする。
2. 耐久性向上等のために工法・仕様の変更が必要な場合は、意匠的価値に影響しないものとする。

## (2) 保存修理計画

指定物件の劣化が著しいことから、平成 22 年度に鳥取市で独自の調査を実施し、平成 23～24 年度に国庫補助を受けて調査工事を実施した（いずれも公益財団法人文化財建造物保存技術協会に委託して実施）。これらの調査をもとに、平成 25 年度～29 年度にかけて、国庫補助事業として建造物の保存修理を実施する計画であり、別途事業計画を作成している。



修理範囲と対象物件



## 第3章 環境保全計画

### 1. 環境保全の現状と課題

旧美歎水源地水道施設は、水源地としての特性から人家から隔絶された環境にあり、人為・自然災害を問わず良好な環境が維持されているが、稼働を停止して以来数十年間、こまめな管理を受けることができなかつたため、管理者が文化財として適切な保護を行う上で支障となる樹木・雑草の繁茂や管理道の消失などが生じている。また、昭和4年以降に増設された建造物により、当初の水源地の景観が阻害されている状況も見受けられる。管理機能の回復と、景観を阻害している建造物への対応が環境保全の上での課題である。

また、指定文化財ではないものの、稼働時に不可欠の施設だつたと思われる量水堰や管理用の橋梁等が現存しており、これらは、全体の機構を理解する上で保存すべきと考えられる。これらの取扱い方針も課題となっている。

なお、附のうち、水道記功碑は、旧美歎水源地水道施設内ではなく、現在も供用されている長田山配水池にある。

### 2. 環境保全の基本方針

保存管理計画の対象となる建造物の周辺環境については、原則として保全の措置をとる。水源地の土地全体も指定対象であることから、現状を良好な状態で保つため、清掃・除草・樹木管理等を行う。また、以上のような管理を適正に行い、文化財を公開するために必要な施設の整備を行う。

また、昭和4年以降に設置された建造物等のうち、景観等、文化財の価値に影響している物件については撤去または修景等の対応を行う。

### 3. 区域の区分と保全方針

#### (1) 区域の区分

計画区域全体が土地指定されているため、全体を保存区域とする。区域内では、原則として新たな建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。ただし、本計画に定める管理・活用に係る施設・設備のうち、県の現状変更許可を得られたものについては、整備を行うものとする。また、将来的に新たな施設・設備を整備する必要が生じた場合は、改めて有識者等に意見を求めるものとする。

#### (2) 保存区域の保全方針

##### ア 防災・管理上必要な施設の設置方針

計画区域全体が土地指定されているため、防災・管理施設は最小限のものとし、効率的な運用を図る。また、文化財的価値に影響しないよう、景観等にも充分配慮したものとする。

##### イ 土地・樹木等に係る景観や保全の方針

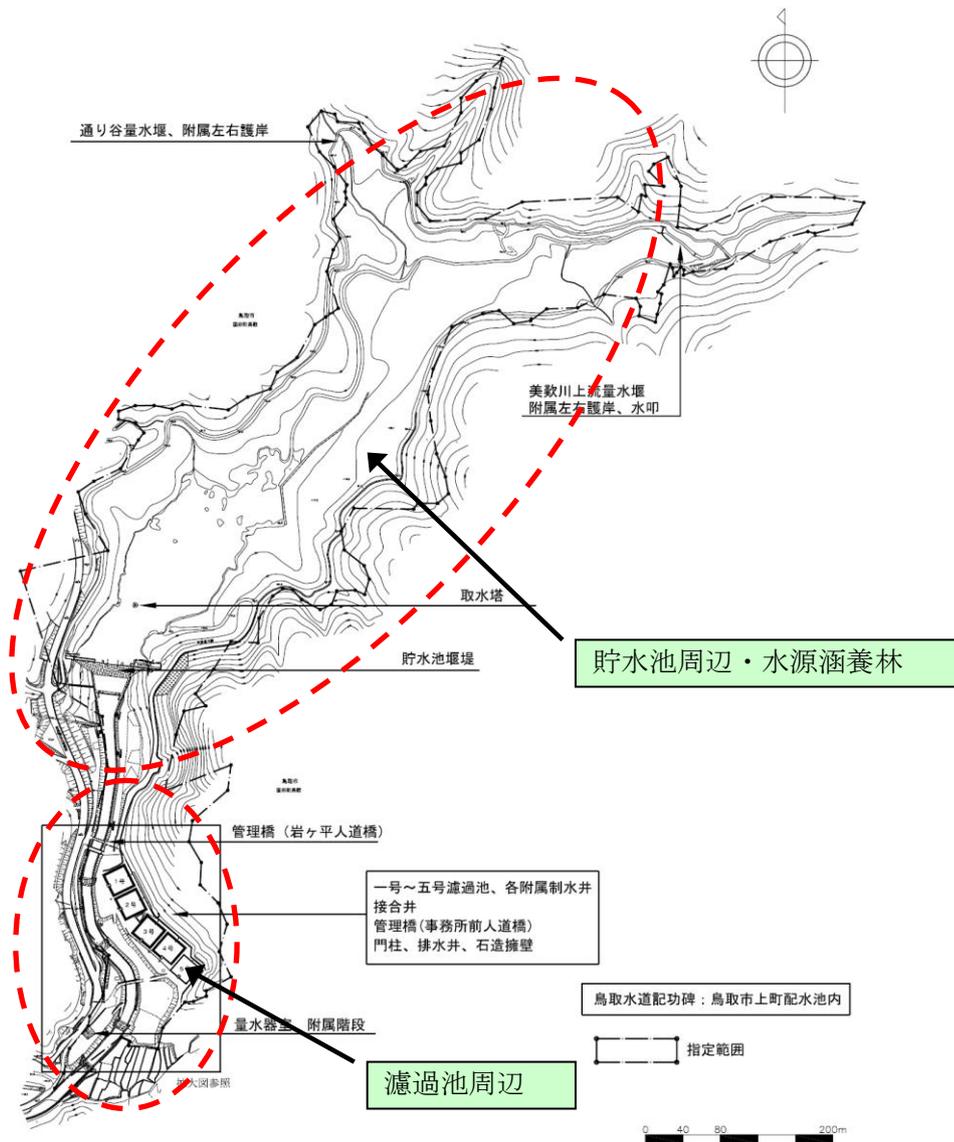
区域内の土地・樹木・遺構等の取扱は下表のとおりとする(詳細はP59~61に掲載)。

項目	取扱
<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道用地、原野及び保安林</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状維持を基本とする。</li> <li>・現状変更については、軽微なものを除き、県の許可を要する。</li> <li>・土嚢の設置や部分的な杭打ち、路面の更新など軽微なものを除き、本計画に定められている以外の地形の改変は原則認めない。</li> <li>・樹木については、景観維持及び安全管理のため、見通しや視線の障害となる樹木あるいは危険木の伐採等、植栽の適正な管理を行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧管理道</li> <li>・砂洗場建物遺構</li> <li>・事務所跡遺構</li> <li>・監視所跡遺構</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧管理道については、概ねの位置・規模を踏襲して、管理道兼見学路を整備する。</li> <li>・現存しない建物の基礎等の遺構については、基本的に現状維持とする。本計画に定める整備等のために必要な場合は、発掘調査等を実施し、地下埋蔵も含め適正な保存を図る。</li> <li>・これらの現状変更については、軽微なものを除き、県の許可を要する。</li> </ul>

ウ 活用に伴い必要な施設の設置方針

価値の理解を深めるために必要な施設に限り、文化財的価値を損なわないよう配慮して設置を行う（第5章参照）。

名称	水道用地、原野及び保安林
保存の状況	濾過池周辺：事務所棟・倉庫・砂洗い場等は撤去されているが、概ね稼働時の形態を留めている。濾過池周辺の砂利敷部分・通路部分に濾過砂が散布され、年2回程度除草を実施しているが雑草が繁茂している。 貯水池周辺・水源涵養林：概ね稼働時の形態を留めているが、貯水堰堤の砂防堰堤化（平成10年）にともない、貯水池及び美敷川の水位はかなり下がっている。
保護の方針	現状維持 濾過池周辺については、将来的には昭和4年の状況に極力復する。



名 称	旧管理道
保存の状況	林道として供用されている部分の下流側はアスファルト舗装道であり、雑草の延伸も殆ど見られない。 上流側に向かうにつれ、舗装がなく、轍掘れや雑草の延伸が顕著となり見通しも悪くなっている。 貯水池北側で道はほとんど消滅し、勝田ヶ平と通り谷の間に通行ができない区間がある。
保護の方針	概ねの位置を踏襲して管理・見学路を設置する。



名 称	砂洗場建物遺構
保存の状況	濾過砂に埋没した擁壁の一部と、平坦部に露出する煉瓦とセメントの基礎構造の一部を認めることができるが、遺構の保存状況は判然としない。
保護の方針	現状維持



名 称	事務所跡遺構
保存の状況	建造物の礎石などが散乱しているほか、庭跡と思われる池や植栽が残されているが、雑草が繁茂しており、遺構の保存状況は判然としない。排水升が開口している。
保護の方針	現状維持



名 称	監視小屋遺構
保存の状況	藪の中の平坦地にコンクリート基礎の残存を認めることができる。
保護の方針	現状維持

#### 4. 建造物の区分と保護の方針

指定地内に所在する重要文化財（建造物）以外の全ての建造物について、下表のように区分し、また保護の方針を設定した。

##### (1) 建造物の区分

区分	区分内容
ア. 保存建造物	所有者が自主的に保存を図ることとするもの
イ. その他建造物	歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの。 または、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去することとするもの。
	治水・砂防等のために設置されているもの

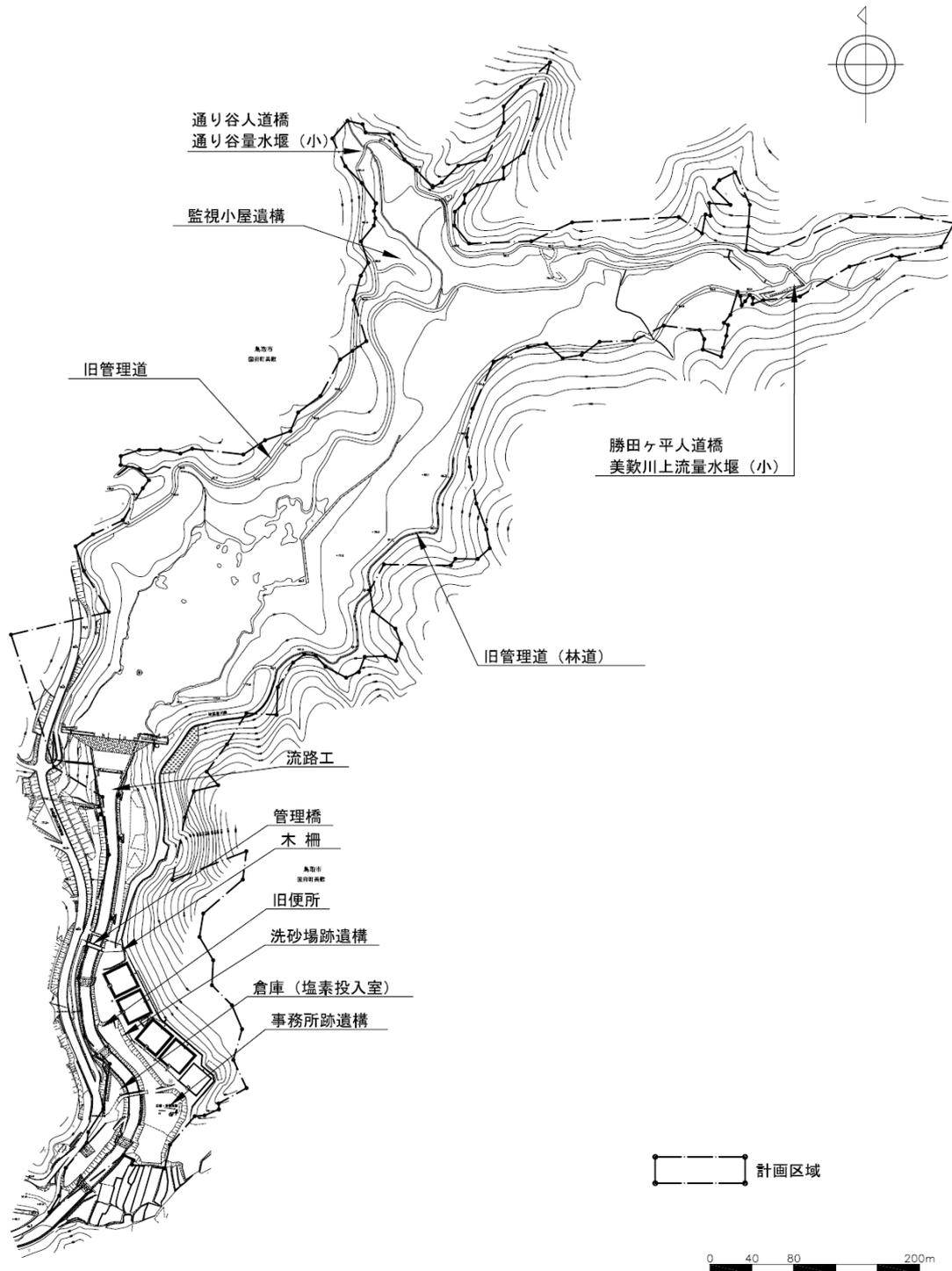
##### (2) 保護の方針

対象の区分と保護の方針に従って、該当する建造物に対して区分や保護の概要を行った（詳細 P64～71）。

##### 対象別 区分と保護の概要一覧

対象建造物	区分の概要	保護の方針
通り谷人道橋	ア. 保存建造物	指定文化財に準ずる保存方針とし、現状維持とする。
勝田ヶ平人道橋	ア. 保存建造物	
通り谷量水堰（小）	ア. 保存建造物	
勝田ヶ平量水堰（小）	ア. 保存建造物	
便所跡	イ. その他建造物	後代の建造物であり、景観の支障となっているため、撤去する。
木柵	イ. その他建造物	景観の支障となっているため、撤去する。
倉庫（塩素投入室）	イ. その他建造物	改修し、倉庫及び管理用施設として活用する。
管理橋	イ. その他建造物	現状維持を基本とする。
流路工	イ. その他建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者が行う軽微な修繕は現状変更にあたらぬものとする。</li> <li>・形態・色彩など、補修・更新のために現状を変更しようとするときは、県の現状変更許可を要する。</li> <li>・文化財の保存に影響する可能性がある事業については、事業主体が、事前に市文化財課及び県文化財課・文化庁と協議し、実施方法を検討する。</li> </ul>

環境保全施設位置図



名 称	通り谷人道橋
保存の状況	本体(床版)部の表面は土や雑草が覆った状態で、劣化の状況は不明だが、側面を見る限り目立った損傷は見られない。 高欄手摺は当初からなかったものと思われる。 橋台は石積擁壁であり比較的よく保存されているが、一部に目地部の亀裂や石のずれ等が見て取れる。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地にて経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	建造物（勝田ヶ平人道橋）
保存の状況	本体(床版)部の表面は劣化が進行しているが、目立った損傷は見られない。 高欄のコンクリート製柱は腐食が進んでいるほか、一部が床版と離れた状態になっている。 鉄製の手摺り部は表面の腐食が進み一部変形も見られるが、全体には往時の形状はよく残している。 橋台は石積擁壁であり比較的よく保存されているが、一部に目地部の亀裂や石のずれ等が見て取れる。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地にて経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	通り谷量水堰(小)
保存の状況	堤体の水通しの裾部に流失した跡が見て取れるが、それ以外の本体あるいは天端部に損傷は見られない。 左右、並びに上下流護岸とも、比較的良好な状態を保持している。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地で経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	美歎川上流量水堰(小)
保存の状況	概ね堤体のコンクリートの状態は良く、天端部や水通し部の劣化は進んでいない。一方、左岸下流側に大きく損傷した箇所が見て取れる。 左右護岸の規模は小さく、竹類に覆われているが、損傷は殆ど見られない。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地で経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	建造物（便所跡）
保存の状況	現状は便所としての機能は果たしておらず、外観も半壊状態にある。
区 分	イ. その他の建造物
保護の方針	景観に支障を与えているため、撤去処分とする。



便所跡

名 称	木柵
保存の状況	特に劣化等はなく機能しているが、鉄条網・丸太で造られており、濾過池周辺の景観にふさわしくない。
区 分	イ. その他建造物
保護の方針	景観に支障を与えているため、撤去する。



名 称	建造物（倉庫(塩素等入室)）
保存の状況	外壁はコンクリートブロック造であり、劣化は殆ど進んでいない。一方、屋根部の劣化は顕著である。室内には水道機器が残置され、また備品類が散逸している。
区 分	イ. その他の建造物
保護の方針	補修と内部整理により、現地での転用する。 管理者の待機場所・倉庫等管理機能を付与する。

屋根材の更新



窓枠、窓材の更新



壁面の塗色

名 称	管理橋
保存の状況	近年設置されたもので、躯体、金属製ガードレールとも劣化は認められず、健全な状態で維持されている。
区 分	イ. その他建造物
保護の方針	現状維持



管理橋

名 称	流路工
保存の状況	美歎川の砂防・河川改修等で近年設置されたもので、健全な状態で維持されている。
区 分	イ. その他建造物
保護の方針	現状維持



流路工

#### 4 防災上の課題

指定地を含む地域は、貯水堰堤の補強改修に先立ち砂防指定地に含まれているが、堰堤の用途転換・整備に伴い、下流域への洪水や土砂の流出の恐れは少ない。また、倒木や流木による貯水池内への影響は見られない。

通常は立ち入り禁止としているが、通行が困難な場所があり、また、管理施設が設置されていないため、見学者等の事故・急病に対処することは困難である。

濾過池の石造擁壁に附帯する側溝が堆積によって機能しておらず、長期的には擁壁の孕み出し等を誘発する可能性がある。事務所跡に排水用の水枘があり、開口しているため、見学者等が転落する可能性がある。

水道記功碑は、現在も稼働している長田山配水池の敷地内にあり、一体として管理されているため、防災上の問題はない。

##### (1) 当面の改善措置と今後の対処方針

側溝の浚渫や水枘への蓋の設置等、必要な対策を行う。見学路を整備する際、管理道としての利用にも配慮する。

##### (2) 環境保全施設整備計画

適正な管理のため、下記の施設を整備する（第5章参照）。

施設名	該当施設	留意事項
ア 管理施設	・見学路	旧管理道を概ね踏襲して整備する。水源地全体の景観を損なわないよう配慮する。
	・受付及び倉庫	既存の塩素投入室を改修するが、水源地景観を阻害しないよう配慮する。
	・砂洗場復原施設 (大型アズマヤ、 ガイドンス施設)	消火器を設置し、あわせて見学者のガイドンスを行うとともに、古材等を収納する（第5章参照）。昭和4年の景観をできるだけ復原する。
	・アズマヤ、ベンチ	事故等の際に救護施設として利用する。景観を阻害しないよう配慮する。土地の保全にも注意する。
	・案内板	文化財の説明とともに、緊急時連絡先を掲示する。景観を阻害しないよう配慮する。土地の保全にも注意する。
イ 排水施設	・事務所跡排水管理枘蓋	排水井の排水の水枘に、蓋を設置する。
	・濾過池周辺石造擁壁 附帯側溝	側溝は浚渫・修繕を行い、機能を回復する。

**(3) 周辺樹木の管理**

倒木等により文化財等に被害を及ぼすことのないよう、適正な管理に努める。

該当区域	現 状 (対 応)
濾過池東側山腹地の樹木 その他の山腹地にある樹木 水源開設時から残る針葉樹林	現状の景観を持し、倒木や枯損木の処分等を必要に応じて実施する。
旧事務所跡周辺樹木	特に枯損した樹木や病虫被害は見当たらず、下枝の剪定整理・除草等、現状維持に努める。
水道記功碑敷地	現状の景観を維持し、必要に応じて除草などを実施する。
右岸堤防沿い、並びに農道沿い 樹木 (サクラ)	既に成木に達し、老木化している樹木が大半を占める。適正な維持管理をはかり、必要に応じて現状維持のための更新を行う。
貯水堰堤下流の流路工左岸側 樹木 (サクラ)	砂防管理区域内にあたるため、管理者 (鳥取県) と協議の上、適正な管理を図る。

